

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 29 年 6 月 21 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 7 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、酒井（隆行）副委員長、石田・高橋（克幸）・ 中村（誠吾）・川畑 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、所属委員に変更がございますのでお知らせいたします。前田委員にかわりまして、新たに酒井隆行委員が当委員会の所属となっておりますことを御報告いたします。

なお、過日開催されました当委員会におきまして、副委員長に酒井隆行委員が選出されておりますことを御報告いたします。

次に、本日は人事異動後の初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に石田委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）近藤主幹

一般国道 5 号忍路防災事業について、昨年の第 4 回定例会の当委員会で報告した以降の進捗状況について御報告いたします。

まず、用地取得状況でございますが、市道及び国道管理につきましては、平成 26 年度で全て完了してございます。

次に、工事状況でございますが、資料をごらんください。

市道関連につきましては、資料左上の青色で表記してございます。新国道 5 号から忍路市街地へと続く市道忍路本通線において、土工、緑化、排水工、舗装工などを昨年に引き続き夏ごろから実施すると聞いてございます。

次に、国道関連につきましては、資料中央の赤色で表記しておりますトンネル工事を平成 25 年 11 月に着手し、平成 28 年 3 月に貫通式を行っています。平成 29 年度は、巻立工、防災設備、舗装工等を実施すると聞いてございます。

資料左側と右側の緑色で表記してございます忍路地区並びに桃内地区においては、土工、緑化、排水工、舗装工などを夏ごろから順次実施していくと聞いてございます。

なお、事業の完成の時期につきましては、昨年 11 月に平成 29 年度中に開通すると公表されたところでございまして、今後、小樽開発建設部では、早期開通を目指し、鋭意、工事を進めていく予定と聞いてございます。

○委員長

「小樽市既存借上住宅について」

○（建設）越智主幹

小樽市既存借上住宅制度について御報告させていただきます。あと、現況について御報告させていただきます。

この制度は、子育て世帯を対象に、より少ない負担で利便性の高い町なかに住めるよう、民間が所有する既存の賃貸共同住宅の空住戸を市が借り上げ、低廉な家賃で供給することを目的に、平成 29 年度より開始したところです。

今年度は、制度につきまして、広報おたる、小樽市ホームページ、新聞等で周知を行い、関係する団体や応募を検討されている方皆様を対象として制度の説明会を実施してきたところでございます。

6 月 2 日の応募締め切りまでに 9 件の問い合わせがありましたが、その多くが募集エリア等、所定の要件を満たしていなかったために応募には至りませんでした。1 物件の 4 戸が床面積や建築年等、所定の要件を満たしており、現在、書類の審査中でございます。この物件を採用できた場合につきましては、8 月には入居者を公募し、10 月に入居開始を予定しております。

○委員長

「平成 28 年度地域総合除雪の検証について」

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 28 年度地域総合除雪の検証について、お配りしております資料に沿って御説明いたします。

今回、御説明いたしますのは、平成 27 年度または 28 年度から新たに実施しました取り組みの 28 年度の検証概要でございます。

最初に、「1. ガタガタ路面の解消（継続）」につきましては、本施策はパトロール等で路面状況を確認し、がたがた路面の発生が予想される時、速やかに路面整正作業を行うもので、27 年度から実施しております。

「（1）出勤回数」で出勤回数を示しておりますが、28 年度は平均で 8 回出勤しており、本施策実施前の 26 年度に比べ 5 回の増、27 年度に比べ 2 回の減となっております。また、この 2 回の減少については、がたがた路面の発生について、気象状況が主要因と考えておりますが、現状で把握し切れていないため、今後データを蓄積するとともに、検証を進めてまいりたいと考えております。

また、「（2）バス事業者からの聞き取り」に示しておりますバス事業者からは、がたがた路面について特に問題がなかった旨の回答を得ており、このことから、平成 27 年度と同様に、おおむね効果があったものと考えております。

次に、「2. 除雪第 2 種路線の出勤基準の見直し（継続）」についてですが、本施策は、除雪第 2 種路線の除雪車の出勤基準を 15 センチメートル以上から 10 センチメートル以上の降雪が見込まれる場合に見直したもので、27 年度から実施しております。

「（1）出勤回数」で出勤回数を示しておりますが、28 年度は平均で 17 回出勤しており、本施策実施前の 26 年度に比べ 4 回の増、昨年に比べ 2 回の減となっております。この施策については、除雪車の出勤基準を除雪第 1 種路線並みにしたことで、除雪第 1 種路線やロードヒーティングの段差が解消されたことなどから、おおむね効果があったものと考えております。

2 ページにお進みください。昨年度、除雪第 2 種路線の中から 25 路線を選定し、道路幅員及び雪山の高さを定期的に測定した結果について、黒枠の中に記載しております。

内容は、測定結果を道路計画に関する書籍等をもとに、机上で数値基準を設定し判定しております。

測定概要でございますが、除雪第 2 種路線の中から①幅員が狭く、家屋連担が多い路線、②幅員が狭く、家屋連担が少ない路線、③片側に歩道がある路線、④両側に歩道がある路線の 4 分類計 25 路線を選定し、延べ 274 回測定しました。判定区分ですが、この判定の流れや数値基準等をまとめたものを本資料の最後のページに別紙として添付しておりますので、あわせてごらんください。

内容といたしましては、道路端部に雪山がない状態で測定した道路幅員の大きさについて、大きさによって冬期間の道路幅員の基準を乗用車 2 台と歩行空間または乗用車 1.5 台と歩行空間とし、測定結果はこの基準以上の幅員であれば道路幅員が確保できていたとして A 判定、基準未満の場合は、測定した雪山の高さによって積み上げの可否を判定し、可の場合は道路幅員が確保できていなかったが、除雪対応が可能であったとして B 判定、不可の場合は、道路幅員が確保できていなく、除雪対応も困難であったとして C 判定としております。この判定結果を下の表にまとめておりますが、7 割以上が A 判定でございました。

また、この判定に使用した基準ですが、市内の道路は道路幅員や勾配、交通量等の状況が異なることから、冬期間の道路の管理における一律の基準を設定することが困難であると考え、この黒枠に囲ってある部分に関しましては、あくまでも参考として記載しております。

次に、「3. 除雪第 3 種路線の一部における出勤基準の見直し（新規：一部、試行）」の試行についてですが、本施策は対象 60 路線について、これまで圧雪管理としていたところを 15 センチメートル以上の降雪が見込まれる場

合に除雪作業を行ったもので、28 年度から新たに試行しております。

「(1) 出動路線数」で出動路線、出動路線数を示しておりますが、対象 60 路線のうち 45 路線で、当初、想定していました出動回数であります 11 回を上回っております。本施策で除雪が入ることで、がたがた路面やわだちが解消されるなど、道路状況の改善が見られたことなどから、おおむね効果があったものと考えております。

3 ページにお進みください。「4. 主要交差点の雪山処理の強化(新規)」についてですが、本施策は、主要交差点 36 カ所を選定し、交差点の見通し確保のため、雪山処理を強化したもので、28 年度から新たに組み込んでおります。

「(1) 雪山処理実施回数」ですが、排雪時と、その前後に各 1 回を合わせて計 3 回実施することを想定しておりましたが、昨年度は 12 月の降雪量が多く、1 月初旬から排雪作業を実施したところ、その後、降雪が少なかったこともあり、同一箇所でも 3 回の実施が必要な箇所がなく、2 回実施したのが 2 カ所、1 回の実施が 33 カ所、未実施が 1 カ所でありました。

「(2) バス事業者からの聞き取り」に示しておりますとおり、バス事業者からは効果的であるとの意見があったことから、おおむね効果があったものと考えております。

今後におきましては、作業時期や箇所について検討を進め、本制度を改善してまいりたいと考えております。

次に、「5. 雪堆積場の増設(継続)」についてですが、28 年度は塩谷中学校跡地に雪堆積場を新たに開設しております。旧塩谷中学校跡地の雪堆積場は、12 月 1 日から 3 月 31 日の間、開設しており、使用面積は約 2 万平方メートルで地域総合除雪業務で排雪した雪を堆積いたしました。

「(2) 雪の堆積量」ですが、平成 28 年度の実績は 9,137 立方メートルで、想定最大堆積量 3 万 5,000 立方メートルの約 3 割でありました。

「(3) 雪堆積場経費等」で本堆積場の経費等を表 6 に示しております。本雪堆積場の増設により、蘭島・塩谷地区の排雪において、これまで運搬しておりました寅吉沢の堆積場に運搬するのに比べ距離が短くなり、約 200 万円低減できました。

間接的な効果といたしまして、貸出ダンプにおいて、平成 27 年度使用を不可としておりました建設事業課敷地内の雪堆積場をこの雪堆積場の開設により貸出ダンプに使用することができましたので、貸出ダンプの運搬距離も短くなり、約 46 万円の低減が見込まれました。

一方、初期費用として搬入路の整備費が 77 万円かかり、これらをあわせると、169 万円の低減効果があらわれました。費用の低減のほかに、本堆積場は蘭島・塩谷地区の貴重な雪堆積場であることから、今後も使用を継続したいと考えております。

なお、27 年度に開設しました新光五丁目の雪堆積場につきましては、土地所有者の都合から 28 年度は開設することができなかったこともあわせて報告いたします。

4 ページにお進みください。「6. 除雪拠点の増設(継続)」についてですが、この施策は、平成 27 年度に旧第 2、第 3 ステーションの担当区域を第 2、第 3、第 7 ステーションの担当区域に再編し、市内の除雪ステーションを 6 から 7 ステーション体制に変更したものであります。

「(1) 市民の声」では、担当区域が変更になった第 2、第 3、第 7 ステーションに寄せられた市民の声の計が全体に占める割合が過去 5 年平均及び 27 年度は 49%であったのに対し、28 年度は 45%に減少しました。

「(2) 除雪主要機械」で除雪主要機械の台数について、表 8 に示しておりますとおり、本施策前の 26 年度に比べますと、いずれの主要機械も増加しており、27 年度と比べますと合計で 6 台増加しております。これらのことや、除雪拠点の増設により区域がコンパクトになり、道路パトロールが行き届くようになったことから、おおむね効果があったものと考えております。

最後になりますが、直近 5 年の市民の声の主項目及び 27、28 年度に実施しました除雪道路現況調査について概要

を下段に黒枠内で参考資料としてまとめておりますので御一読願います。

○委員長

「市営住宅の住民に対するアスベストの周知について」

○（建設）建築住宅課長

市営住宅の住民に対するアスベストの周知について御報告いたします。資料をごらんください。

全国各地のアスベストが使用されていた公営住宅に住んでいた住民に対するアスベスト情報の周知について、市内の 4 カ所の市営住宅がマスコミ報道されました。

市内でアスベストが使用されていたのは、①若竹住宅 1 号棟、②若竹住宅 2 号棟、③最上 A 改良住宅、④稲穂改良住宅の 4 カ所の市営住宅で、これらの住宅のアスベストにつきまして、除去工事は全て完了しております。

若竹住宅 1 号棟及び 2 号棟は、平成 22 年及び 24 年に小樽市が北海道から取得したものであり、それ以前は道営住宅であったことから、北海道に確認したところ、北海道からは平成 20 年 1 月、住民に対しアスベストが剥離、劣化していない安定な状態であること、空気中のアスベスト濃度でも問題がないことの説明を受けました。また、アスベスト除去工事は入居者が退去し、北海道から小樽市に移管された後、小樽市が 2 階から 7 階の天井部分の除去工事を実施するとともに、工事前後に空気中のアスベスト濃度を実施し、問題ないことを確認いたしました。

次に、最上 A 改良住宅は、5 階の天井部分、稲穂改良住宅は階段の段裏部分のアスベスト除去につきましては、除去工事前に住民に周知するとともに、工事前後にアスベスト濃度測定を実施した結果、問題ないことを確認いたしました。

これらのことから、本市といたしましては、アスベスト除去工事をを行い、工事前に住民に周知や工事前後に空気中のアスベスト濃度測定を実施した結果、問題ないことを確認していることから、現時点では支障ないものと認識しております。

今後は、国・北海道の動向を見ながら、対応が必要であれば検討してまいりたいと考えております。また、住民の皆様から御相談等があれば、保健所等と連絡して対応してまいりたいと思います。

○委員長

「（仮称）第二次小樽市上下水道ビジョンの策定について」

○（水道）安田主幹

（仮称）第二次小樽市上下水道ビジョンの策定について報告いたします。資料をごらんください。

平成 22 年 2 月に策定した小樽市上下水道ビジョンは、本市の上下水道事業のあるべき姿と目指す方向性を示したもので、計画期間は平成 21 年度から 30 年度までとなっております。

本ビジョン策定後は、中に示された経営方針実現のための施策に基づき、各種業務を行ってまいりました。上下水道事業の安定した経営のために水道局では現計画に引き続き、新たな上下水道ビジョンを策定いたします。計画の基本事項は「1 計画の基本事項」のとおりです。

位置づけとして、小樽市総合計画を上位計画としており、安全な水の安定的な供給や公衆衛生の向上を目的とするものであります。また、計画期間は平成 31 年度から 40 年度までの 10 年間で 5 年後をめどに中間点検を行うことといたします。

次に、「2 策定体制」であります。策定に当たっては、市議会並びに学識経験者、経済団体、市民団体及び市民で構成される小樽市上下水道事業経営懇話会に適時報告を行い、御意見をいただきたいと思っております。さらに、市民アンケートやパブリックコメントも参考にしながら計画を策定していきたいと考えております。

最後に、「3 策定スケジュール」であります。これまで策定委員会では、課題整理など現状の分析を行い、今月末には市民アンケートを実施します。その後、計画策定に当たり、収支見通しの検討や取り組むべき施策の検討などを行い、素案を作成しパブリックコメントを経て市議会などからの意見をいただきながら平成 31 年 3 月完成

を予定しておるところでございます。

○委員長

「小樽市簡易水道事業の経営戦略等について」

○（水道）総務課長

小樽市簡易水道事業の経営戦略等について報告申し上げます。

小樽市簡易水道事業の経営戦略につきましては、本年 3 月 29 日の総務・建設両常任委員会の理事会において報告させていただきましたが、その際に何点か御指摘がありましたので、その対応策等を含めまして、今回、改めて両委員会に対して配付資料に基づいて説明を申し上げます。

まず「【1】本市経営戦略策定の経緯」についてですが、本年 4 月から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計に移行しました簡易水道事業につきましては、国から将来にわたって安定的な事業継続を目的として中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定を要請されておりました。

このような中、28 年度中にその対応をしなければ本市への本事業に係る交付税措置が継続されないという状況となりましたことから、期日までに経営戦略の策定、公表を行いました。

次に、「【2】本市経営戦略（平成 29～40 年度）の概要」についてですが、「1. 事業概要」として、事業の現況、これまでの主な経営健全化の取り組み、経営比較分析表を活用した現状分析を記載しております。

「2. 将来の事業環境」として、給水人口の予測、水需要の予測、料金収入・施設・組織の見通しを記載しております。

「3. 経営の基本方針」として、適切な施設の更新及び維持管理、料金体系の適正化、財務基盤の強化を記載しております。

「4. 投資・財政計画（収支計画）」として、平成 29 年度から 40 年度の 12 年間の収益的・資本的収支、計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要などを記載しております。

「5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項」として、5 年ごとの見直しを基本とし、毎年度、事後検証を実施して必要に応じ見直しを検討することを記載しております。

なお、将来につきましては、今回、改めて資料 1 として配付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思っております。

次に、「【3】総務・建設両常任委員会理事会での指摘事項及び今後の対応策」についてですが、主な指摘事項として、一つ目が、策定した戦略は現状のまま将来を推計したものにすぎず、経営戦略とは言いがたいということでした。

二つ目は、報告時期が遅く、業務の進め方も問題がある。また、本事業に係る所管部署が明確でないということでした。

三つ目として、上記の指摘について、今後このようなことが生じないように再発防止策を示すべきということでもございました。

今後の対応策といたしましては、一つ目として、地方公営企業法の適用及び経営戦略の策定によって本事業の問題点を把握できましたことから、今後は、関係機関への働きかけを強め、庁内関係部署の連携、協議を深めることにより、具体的な収支改善策を検討し、実現に向けて推進していくというものであります。

二つ目は、従前より政策的な業務は総務部企画政策室、実務的な業務は水道局が担っておりましたが、今回、事務委任規則を改正し、水道局の役割を明確化したことから、業務の遂行に当たっては、議会への報告などについて集約化を図っていく、つまり、企画政策室が主として担っていくというような方向でございます。

また、今後の本事業の報告については、総務常任委員会を中心として行うこととしていきたいと考えておりますが、建設常任委員会につきましても引き続き質疑は行っていくというような、可能という形にしたいと思っております。

ます。

最後に、「【4】本事業に係る今後の検討・推進事項についてですが、一つ目として、現在、石狩西部広域水道企業団より平成 37 年度からの札幌送水の確実な開始に向けた第 2 期創設事業を実施するに当たり、技術的な検討を行うため、平成 37 年度から 47 年度までの本市の受水予定水量の報告を要請されております。本年秋ごろには確定値を報告するよう求められておりますが、まず、おおむねの水量として 5 月末までに報告を求められましたので、平成 47 年度における現行の計画、日最大給水量、日当たり 3,100 立方メートルに対して約半分となります日当たり約 1,500 立方メートルが水量見込みとなる旨、企業団に対し回答しております。

この考え方につきましては、今までの石狩湾新港地域における企業の張りつき経緯を考慮して、将来の企業の張りつき予測を行った上で、本市として今後の計画受水量が過度な財政負担とならないよう、必要最小限の水量を見込んだものであります。

今後におきましては、秋の確定値の報告時期に向けて北海道との交渉などにより状況の変化が生じた場合は、報告内容の精査をしていきたいと考えております。

二つ目として、当事業に係る北海道の適切な費用負担については、引き続き要請してまいりたいと考えております。特に、これから協議が始まっていく第 2 期創設事業に関しての本市財政負担については、今までの経緯から北海道に全額負担してもらうことを目指して協議を進めてまいりたいと思っております。

三つ目として、地下水から簡易水道に切りかわらないことによる現行収支不足の改善策の検討を推進してまいりたいと考えております。今までと同様に、北海道に対して本事業の現状を改善できるよう、必要な方策を早急に検討し、実現してもらうよう要請を継続するとともに、本市としても簡易水道の利用促進が見込まれる料金体系の見直しを検討し、実現できるよう交渉を進めていきたいと考えております。

また、地方公営企業の専門家の視点から、本市の状況に応じた収支改善策の助言を求めするため、本市として国の地方公営企業等経営アドバイザー派遣制度に応募いたしました。この制度については、地方自治体などからの派遣要請を受けて国が派遣団体を決定するものですので、本市が選定されるかどうかは現時点で不明であります。選定された場合においては、よい助言が得られるよう、本事業の概要や問題点などについて説明し、適切なアドバイスを受けたいと考えております。

なお、本日、総務常任委員会におきましても総務部企画政策室から同様の内容で報告していることを申し添えます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 4 号について」

○（建設）越智主幹

議案第 4 号、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

このたびの市営住宅条例の一部改正についてでありますけれども、オタモイ C 住宅の一部を用途廃止するものです。

改正の内容は、用途廃止に伴う条例別表第 1 の戸数の変更及び所要の改正で、オタモイ C 住宅の戸数が 72 戸から 66 戸減じて 6 戸に変更となることにより、管理戸数の総数は 3,143 戸から 3,077 戸となります。

このオタモイ C 住宅の用途廃止によりまして、昭和 40 年代に建設されました平家建てのコンクリートブロックづくりの住棟につきましては、2 世帯が入居する 1 棟を残して全て用途廃止となることとなります。

なお、施行期日につきましては、一部用途廃止については別に規則で定め、所要の改正は公布の日といたします。

○委員長

「議案第 5 号について」

○（建設）雪対策第 2 課長

議案第 5 号、動産の取得について説明いたします。

今回、提出いたしました議案は、除排雪作業に使用するロータリ除雪車の取得に係る物品契約を締結するものがあります。

この事業の目的は、本市が所有する老朽化が進んでいる除排雪作業機械を平成 26 年度から計画的に更新を進め、安定的な除雪体制を確保するものであります。なお、本件につきましては、本年 5 月 24 日に入札を行い、5 月 25 日に落札業者である株式会社日本除雪機製作所と仮契約を締結しており、金額は消費税相当額込み 3,855 万 6,000 円となっております。

○委員長

「議案第 6 号について」

○（建設）建築住宅課長

議案第 6 号の工事請負契約について御説明いたします。

議案第 6 号につきましては、若竹住宅 3 号棟の公営住宅建てかえ工事に係る工事請負契約であります。近藤・阿部・西條共同企業体が契約金額 7 億 2,900 万円で締結する予定であります。

工期は、平成 30 年 11 月 30 日までとなっております。

次に、資料①をごらんください。建設地は、近隣に大型商業施設、病院などが整備され、小樽築港駅であることから高齢世帯から若年世帯まで幅広い世帯に対応するとともに、子育て世帯が安心して暮らせるよう、子育て支援住宅を配置しております。

まず、右側の工事概要ですが、鉄筋コンクリート造地上 8 階建て、延べ面積 4,392 平方メートルで、タイプ別住戸数は 1LDK が 23 戸、2LDK が 8 戸、子育て支援住宅が 6 戸、3LDK が 7 戸の計 44 戸で構成されています。

右側の配置図ですが、上が海側、下が山側で、既存建物と同様に、国道と並行に東西に細長く配置し、山側の建物裏側に児童遊園と 12 台分の駐車場を設置しております。

2 枚目の資料②をごらんください。左側に 1 階から 8 階までの平面図、右側に 4 面の立面図を記載しております。まず、1 階の平面図ですが、1 階の中央には高齢者から若年者、子育て世帯など多様な世帯が孤立せず相互に見守り触れ合いを通してより快適に暮らせることを目的にオープンな共用空間、ふれあいテラスを設置しています。このふれあいテラスは、自治会の会合や入居者間の交流スペース、サークル活動など、さまざまなシーンで使用できるよう、台所スペースや子供用便器も備えた単独便所なども設置しています。

2 階と 3 階から 8 階までの平面図ですが、右側に上下音が気になる子育て支援住宅で 2LDK を各階 2 戸ずつ配置しております。左側には、要望が多い単独世帯用の 1LDK を各階 3 戸ずつ配置し、中央部に多人数世帯用の 3LDK を各階 1 戸ずつ配置しております。

今後、入居者の選定方法などを検討し、平成 30 年 11 月に完成後、平成 31 年 4 月の入居を予定しております。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、民進党、公明党、石田委員の順といたします。

自民党。

○酒井（隆行）委員

◎銭函海岸周辺の建築物について

今委員会から建設常任委員会に所属になりました酒井です。少し初歩的な質問をするかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問の中で銭函海岸周辺の市街化調整区域の建築物について何点か確認をさせていただきたいと思えます。

まず、本年 5 月末時点で 55 棟あったところ、1 棟減って 54 棟ということで答弁がありました。この 1 棟減った建物について詳細がわかれば教えてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○（建設）近藤主幹

今の御質問は、どの建物がなくなったかということでしょうか。

○酒井（隆行）委員

はい。

○（建設）近藤主幹

今、一応押さえてはいるんですけども、図面でどの建物がなくなって、どの建物がふえたというのが、今手元にないものですから、詳細にはわからないという状況でございます。

○酒井（隆行）委員

それでは、1 棟減ったということだったんですが、仮置きと判断したコンテナ等の一部が常設化されたりということで、結果的には 11 棟追加になったということで答弁もいただいております。これもわかればいいんですが、コンテナ等ということだったんですが、建物について詳細がわかればお願いしたいと思えます。

○（建設）近藤主幹

コンテナ等の等が何かということでしょうか。

コンテナが大部分なんですけれども、あと、若干プレハブとかもありました。

○酒井（隆行）委員

この建物が、常設化されていたということで、結果的に違法建築物という判断をされたということなんですけど、この 11 棟に関して、例えば徐々にふえていったのか、それとも一気にふえたのか、その辺についてはどうですか。

○（建設）近藤主幹

現場パトロールは常に行っている状況でしたけども、その中で一遍にふえている部分もありましたし、徐々にふえている部分も、その現場パトロールに行くたびに状況が変わっているものでしたから、一遍にというような形ではなかったということでございます。

○酒井（隆行）委員

常に変動しながら、結果的にはことしの 5 月時点で 11 棟ふえていたということなんです。

このコンテナ等の一部ということだったんですが、これは、所有者の方とかというのは、もうわかっているんですか。

○（建設）近藤主幹

今、既に所有者等を調べようと、いろいろパトロールの中で現場にいる作業員の方とかからお話を聞いているんですけども、なかなか所有者等は教えていただけない状況でございます。

○酒井（隆行）委員

結果的に 11 棟ふえて、今のところ所有者がわからないと。当然、どこから運ばれてきたものかというのわからない状況ですね。

○（建設）近藤主幹

どこから運ばれたというのは、正確にはわかりません。

○酒井（隆行）委員

常設化されていたということで、結果的に 11 棟というお話でした。常設化の判断基準というのは何かあるんでしょうか。

○（建設）近藤主幹

パトロールを行っていく中で、一定程度、そのまま放置といいますか、その場所にあったということで常設化されたということで判断してございます。

○酒井（隆行）委員

一定というのはどれぐらいを指すんですか。

○（建設）近藤主幹

期間的なものについては、特に定めてはおりませんでしたけども、そのパトロールの中で、これはもう動く可能性がないということで判断してございます。

○酒井（隆行）委員

逆に聞きます。仮置きと判断されたのはなぜですか。

○（建設）近藤主幹

先ほども申しましたけれども、現場パトロールを行っていく中で、かなり動きが、コンテナ等につきましても動きがありましたので、その中でなくなっている部分も相当数ございましたので、それで仮置きと同じようなコンテナ類は判断してございました。

○酒井（隆行）委員

今の御答弁を聞いていると、相当数この地域で建物、あるいはコンテナと言われるような物が相当数動きがあるというような答弁だったんですけども、そういう認識でよろしいんですか。

○（建設）近藤主幹

相当数というのは、そういうコンテナ類がうちで押さえている中では全部で 20 棟ほどございました。その中でなくなったり、また新たに来たりという部分もあって、最終的に 10 棟になったということでございます。

○酒井（隆行）委員

20 棟というと、その近くのビーチで大体 20 棟ぐらいのコンテナが使われていると、私は今思ったんですけども、そういうものも含まれているのでしょうか。

○（建設）近藤主幹

先ほども申したんですけども、そのコンテナ類がどこから運ばれてきたというのが正確にはわかっておりませんので、近くのビーチから運ばれてきたというのは、うちでは押さえてございません。

○酒井（隆行）委員

昨年、同じような質問を一般質問でやらせていただいたので、そのときは粘り強く指導していくという答弁をいただいていたんですが、今までも粘り強くはやっていらっしゃったんでしょうけども、結果的には、ほとんど無法地帯のような、建物も自由に出入りするような形のこういう地域になってしまっているんですが、これについて、何か今後の取り組みなどがもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）近藤主幹

今後の是正指導につきましては、昨年度まで違反者に送付してございました指導文書を今年度から 1 段階上げた指導文書で指導して、改善されなかった場合につきましては、さらに次の指導段階であります行政処分を見据えて指導要綱の改正と要綱の新設、これはもう既に行ってはいるんですけども、その基準に基づき、行政処分を行うのに妥当な建築物か判断していきたいと考えてございます。

それと、昨年度も行ってはいるんですけども、昨年度、海の家の利用者の減少につながったと思われる合同パトロールにつきましても、今年度、関係機関、また建設とか北海道を含めて実施していきたいと考えております。

あと、先ほども言いましたけれども、プライベートビーチにつきましても、最初から建物所有者が不明だったり、また先ほど言ったコンテナ類等でそういう所有者が不明な建物もふえましたので、その部分につきましては、ま

た粘り強く所有者の確認をしていきたいと考えてございます。

それと、昨年度から海水浴場の規制のための要綱の強化や、あるいは条例案の要望につきまして、北海道に投げかけはしてはいるんですけれども、それにつきましても、今年度また既にもうやっちはいますけれども、粘り強く要請していきたいと考えてございます。

○酒井（隆行）委員

この地域はとても、ふだんは人目のないところなので、なかなか難しい部分もあるかと私自身も思っはおりますが、先ほどの、くどいようですけれども、コンテナ 20 個というのは、大体周辺のビーチで使われているのが近年でいうとコンテナがよく使われていて、1 店舗二つぐらいずつ皆さん使われているような形をとっていると思います。移動等でも判断できると思いますし、それが仮置きであれば、これは問題ないのでしょうかけれども、常設という話になると、やはり少し問題があるのかと思いますので、引き続き指導それからパトロールもお願いしたいと思ひます。

◎陳情第 20 号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について

続きまして、陳情について確認をさせていただきたいと思ひます。

これ、わかればいいんですが、銭函インターチェンジの拡張の工事について、結構前から、相当前から計画がされていて、用途の確保ですとか、そういう部分で一時中断ですとか、それから、入札の結果という部分でずれずれになってきて今日に至っていると思ひんですが、これまで、これ、わかれば結構です。地域住民と、それから業者あるいは市も含めた部分で意見交換会などが行われてきたのかどうなのか、それを確認させていただきたいと思ひます。

○（建設）用地管理課長

ただいまの御質問にお答えいたします。過去の銭函インターチェンジ改良工事の住民説明会についてですが、日本道路公団の主催で平成 8 年 11 月、平成 10 年 3 月、平成 10 年 6 月、NE X O 東日本になってから、平成 29 年 4 月の合計 4 回行ったと聞いております。

市が主催した説明会につきましては、市長への陳情が 5 月 16 日に提出後の平成 29 年 6 月 2 日に行いました。

○酒井（隆行）委員

事業者側で 4 回と、市では 1 回、今年度、5 月 16 日に初めてやったということですね。

○（建設）用地管理課長

市長への陳情が 5 月 16 日に提出された後の 6 月 2 日に行いました。

○酒井（隆行）委員

これもわかれば結構です。これまでの事業者と、それから地域の皆さんとの意見交換の中で、今回陳情されたような内容の話というのは、これまでされてきたのかどうなのか、これもわかれば結構ですが、いかがですか。

○（建設）用地管理課長

今回の陳情位置の星置山の上線の安全性を考慮した形状の話と、あと、防護壁、要望 2 の話と、あと、要望 3、要望 4 と、今回、議会へ陳情が上がった、全て四つの項目は過去に上がっております。

○酒井（隆行）委員

それともう一つ確認です。これも所管が違うのかと思ひながらも、わかれば教えていただきたいんですが、要望 2 の部分で、騒音の被害という部分で聞きたいんですけれども、私がわかる限りなんですが、あの地域でいうと、桂岡周辺から星野周辺あたりまで、住宅地に近いところを高速道路が走っています。今回、騒音被害がという表現があったんですが、他の地域から高速道路に対しての騒音被害というものがもしあれば、わかれば結構です、お願いしたいと思ひます。

○（建設）用地管理課長

その点につきましては、建設部では把握しておりませんので、お答えできません。

○酒井（隆行）委員

それでは、次に同じ陳情の中の上下水道の部分でお聞きをしたいと思います。星野 12 番地区 6 世帯というところ、これ、下水道区域内に 6 世帯ありまして、小樽市道よりも低い地区であるため、下水管が整備されていないということでした。

小樽市内でこういうところはまだまだあるのかどうなのかについて、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○（水道）管路維持課長

今、陳情でありました 6 世帯と同じように、下水道の未整備地区という言い方をしているんですけども、市内には箇所数は集計をしておりませんが、世帯数としては、平成 28 年度末で 435 世帯ございます。

○酒井（隆行）委員

数字だけ聞くと結構あるんだと思いますが。

こういうところで例えば下水管を入れるという話になったときには、いろいろ問題があって、費用の問題ですとかがあるかと思うんですが、仮にですよ、この 435 世帯、下水管を整備するとした場合、概算で結構ですが、どれぐらいのお金がかかるかとかという試算はされているのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

実際、全部を整備すると幾らというのは、正直、算出しておりませんが、一カ所当たり、通常の污水管整備より多少は費用がかかるかと思っています。

○酒井（隆行）委員

どれぐらいかかるかはわからないけど、相当かかるよという感じかと思います。

そうかなというふうに思うんですが、例えば下水道処理区域内で下水管が整備されている、これ、たしかパーセンテージであらわれていると思うんですが、パーセンテージにするとどれくらいになりますか。

○（水道）管路維持課長

うちで拾っている数字としては、人口普及率というものがございます。これについては、行政区域内人口に対して処理可能区域人口という形で出しておりまして、28 年度末の数字で 98.9%となっております。

○酒井（隆行）委員

パーセンテージでいうと、もうすぐという部分かと思うんですが、件数でいうとやっぱり 400 というところと相当なかなという。

しかしながら、下水道処理区域内にある住宅というか、住まわれている方々に対して、やはり何らかの方法で下水管が整備されるのであれば、進めていただきたいというか、パーセンテージからいっても、私としては 100%を目指して取り組んでいただきたいと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○（水道）管路維持課長

確かに、未整備地区の解消については、今後いろいろとやっつけていかなければならないとは思っていますが、ただ、当然、地形的な制約とかいろいろとありまして、すぐにできない部分、さらには民間の土地を借りなければできない部分などがありますので、今すぐ全部できるという形には、今、難しいのかと思っています。

○酒井（隆行）委員

確かにそうかとは思いますが、私も。難しいかと思うんですが、今後どのような対応ができるか調査をしてまいりたいということで、これ、要望書の回答に触れられているかと思っています。

では、この 6 世帯の部分に絞ってお答えいただきたいと思いますが、この地区で一番問題になっている、なぜ下

水道管が整備されないのか、または整備するに当たってはどのような障害があるのか、それについてお願いしたいと思えます。

○（水道）管路維持課長

一つは、今ある既設の汚水管が、この地区の札幌側までしか整備されておられません。下水道につきましては、高いところから低いところに自然に流すというのが基本でございまして、この既設の汚水管の高さに、この地区が若干低いということで、通常の高いところから低いところに流れていけないということで現在整備をしていないというところがございます。

○酒井（隆行）委員

その問題を解決するためにはどうすればいいと思えますか。

○（水道）管路維持課長

それについては、現在、既設の汚水管の高さを今後はかりながら、通常形で流していけるのか調査をしていきたいというふうに思っています。

○酒井（隆行）委員

どうなのでしょう、私、素人なのでよくわかりませんが、調査にそんなに時間がかかるものなのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

陳情をいただいて現地を何回か見ているんですけども、詳細な数値というか、測量がまだできておられませんので、本当に既設の汚水管に流せるのかどうか、その辺も、もう少し詳細に調査をしたいということでございます。

○酒井（隆行）委員

測量も含めて調査をしていくという答弁だったかと思えます。

これは、スケジュール感的にはどのようになりますか。

○（水道）管路維持課長

この議会が終わってから、順次、現地をはかっていきたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

はかるというのは測量ということですか。

○（水道）管路維持課長

そうです。既設の汚水管の高さと、今陳情があるお宅の高さをはかりまして、自然に流せるかどうかをチェックしたいと思っています。

○酒井（隆行）委員

であれば、また次の議会のとき、その前にも、もしその結果がわかれば教えていただきたいと思えます。

それと関連して、今、下水道のお話をさせていただいたんですが、上水道のお話を少し質問したいと思えます。

銭函料金所より南側に3世帯あって、そこは給水区域外ということで、こちらも回答書に書いてありました。ただ、回答書の中で、今後、上水道管整備についてはどのような対応ができるか調査を進めてまいりたいということだったんですが、これ、教えてもらいたいですけど、給水区域外であっても、調査の結果、給水ができるのであれば整備をしていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

回答にありますとおり、この地区は現在、給水区域から外れておりますので、もし整備をすることがあれば、給水区域の拡大というのですか、変更を国に出さなければ工事はできないという形になるかと思えます。

○酒井（隆行）委員

これも先ほどと同じように、給水区域外に存在している住宅がどれぐらいあるのかの数字と、それからパーセン

テージ、先ほどと同じように、給水区域、これはパーセンテージは出ないですね。

区域外に住まわれている方の世帯数をお願いしたいと思います。

○(水道) 管路維持課長

給水区域外の世帯で市内の数ですけれども、これも平成 28 年度末の数字です。44 世帯 87 名がお住まいというふうになっております。

○酒井(隆行) 委員

44 世帯ということでした。これもやはり同じように十分な水圧が確保できないという部分から、そのような形になっているという理解でよろしいですか。はい。

先ほど御答弁いただきました、どのような対応できるか調査をしてみたいということだったんですが、先ほどのお話を聞いていて、相当ハードルが高いのかと私は認識したんですが、それについてはどうでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

まず、水道に関しては、十分な水圧がないということがまず 1 点あります。それをどういうふう克服するかというのがかなり大きなハードルになるのかとは認識しております。

○酒井(隆行) 委員

相当、私の印象は、今のお話を聞いた時点では、現実味がないのかと捉えてしまったんですけども、これ、水圧の問題ですよね。水圧を上げるためにはいろいろな方法があると思いますけれども、それについて、例えばこの地区でポンプアップをすれば、どれぐらいの費用がかかるのかというのはどうでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

大変申しわけありません。その辺までの試算はまだしてございません。

○酒井(隆行) 委員

あと、これ、わかればいいんですが、先ほども現地で少し確認はさせてもらったんですけども、この 3 世帯の方々については、上にあるゴルフ場からもらい水ということでしたが、水質について、これ、問題ないということでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

水道以外の水質に関しては水道局では検査をしておりませんので、ここでお答えは、申しわけないです。

○酒井(隆行) 委員

そうなんですが、水にかかわる部分だったので、把握をされていたらという部分でお聞きしたんですが、把握はしていないということですね。

それでは、他の地域、先ほどお聞きしました 44 世帯、ほかの地域にもあるということだったんですが、この方々は、飲み水、生活水はどのように確保されているのかかというのは、そういうことがもしわかればお願いしたいと思うんですけど。

○(水道) 管路維持課長

申しわけありません。これも把握してございません。

○酒井(隆行) 委員

今回のこの陳情については、多岐にわたる部分で、水道水とはいえども、いろいろなところ、所管がまたがっていると思いましたが、わかればということでお聞きをしました。

私も、もう少しこれは調査をしてみたいと思っておりますので、またいろいろ情報を教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎除排雪について

それから最後に、除排雪の件で報告がありました。それで、少しこの報告とは離れてしまう、除排雪の部分で気

になることがあるので質問させていただきたいと思うんですが、雪の堆積場についてなんですけれども、銭函で、今、堆積場で使われているのが大きな工場の跡地を、使っているわけでありますが、あそこの堆積場に相当数の札幌市の業者の方、札幌市の雪が相当数入っているということで、私もいろいろ調査はしているんですけれども、どのように把握されているのか、わかればお願いしたいと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

銭函にある雪堆積場でございますけれども、あそこにつきましては、市民の皆様には開放している雪堆積場ということで、特に持ってこられる方に制限をしておりませんので、当然、札幌市からも、もしかしたら運んでいる、相当数の数があるかと思うんですけれども、それについては把握しておりません。

○酒井（隆行）委員

確認なんですけれども、札幌の雪も運んできていいですよという認識、理解でよろしいですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

あくまでも小樽市が開設しております市民のための雪堆積場ですから、基本的には小樽市民の皆様ということなんですけれども、札幌市から来る、小樽市民以外の方が持ってくるのを禁止しますというような看板を立てたりとか、制限というところまでは規定等は設けておりませんので、好ましくはないと思いますけれども、運んでくるのを、確実に札幌市から来ているというのがわかった時点でとめるとか、そういうようなことはしておりません。

○酒井（隆行）委員

これ、私は以前に同じような質問を、もう何年か前です。二、三年前だったと思いますが、札幌市から雪がどんどん入っていますというお話をどこかの委員会でしたときに、それは問題ですねと。できれば、あのエリアって、札幌市の業者が銭函に来てやっているという現状もある中、なかなか制限は難しいですけども、ただ、やはり規制とまではいなくても、好ましくないというような答弁をいただきました。今の答弁であれば、少しニュアンスが違って、規制はできないけど、持ってきてもいいみたいは話で私は理解したんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

規制は、事実としてしていないということでございます。それで、好ましいか、好ましくないかということになりますと、再答弁になりますけれども、好ましくないという形になると答弁させていただきました。

○酒井（隆行）委員

好ましくないのであれば、何らかの手だてが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度までにおいて規制等を行っていない、また、そういうような看板も立てていないということは事実でございますので、逆のパターンもあるかと思っておりますので、小樽市から小樽市外へ持っていくというパターンもあるかと思っておりますので、近隣の市町村とこういうようなケースについてどのような規制をしているとか、もしくは、どのような意思表示、看板等をしているのかというようなことを調べながら、今年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

○酒井（隆行）委員

よくわからないんですけど、あそこは小樽市で開設しているんですよね。札幌市から何かいただいているということなんですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

小樽市で開設しております、札幌市から金銭等はいただいております。

○酒井（隆行）委員

それであれば、やはり基本的には、札幌市からの雪を小樽市が開設している堆積場に持ってくるというのは、だ

めなんじゃないですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

基本的に小樽市が開設している小樽市民の皆様のための雪堆積場でございますので、小樽市民の皆様に使っていただくということが、これが原則だと思いますけれども、これまでに規制等を行っていないものですから、他都市の状況等を調べて、今年度に向けて検討していきたいと考えております。

（発言する者あり）

○酒井（隆行）委員

いやいや、おかしくないですか。この話、私、以前もしていました。そのときは、どういう体制だったかというのは覚えていないですけども、同じようなことを聞いたときに、そのときはだめですと。あそこに人がたしかいて、もしわかれば、その都度お断りはしますというような答弁をいただいていたんですが、今の答弁でいくと、基本的にはだめだけど、持ってきてもいいという感じに聞こえるんですけども、どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

答弁の説明の仕方が悪く、申しわけありません。

原則、小樽市民の皆様のために開設しているところでございますので、現在、規制等は行っておりませんが、規制にするのか、もしくは御遠慮いただくような看板等の表示にするのか、または、詳しく人を配置して観察して、札幌市だとわかれば、先ほど答弁したような、先ほど委員からのお話もありましたとおり、お断りをするとか、そのようないろいろ御遠慮いただく方法について検討してまいりたいというふうと考えております。

○酒井（隆行）委員

先ほどですよ。私、この質問をしたときから大分ニュアンスが変わってきたと私は認識をしております。

確認です。銭函の堆積場については、私、前のとき、今の堆積場じゃなくて前に使っていた、あれはたしか御前水通か何かのところだったと思うんですが、あのときは、たしか人が随時いたと思うんですが、現在はどのようになっていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

銭函の雪堆積場につきましては、ステーション業務としておりまして、ステーションの人間が張りついて、主に雪堆積場の中の雪山を造成したり、雪堆積場の中での作業という形で人が張りついております。

○酒井（隆行）委員

であれば、人が張りついているのであれば、随時お断りするような流れをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

小樽市民以外の方を見分ける方法等、そこら辺のところも考えて、今年度に向けて、規制するか、もしくは御遠慮いただくような形の対策をとるかについて検討していきたいと考えております。

○酒井（隆行）委員

検討じゃなくて、基本的には小樽市民の税金で小樽市が開設しているんですよ。そこに持ってこられるというのは、これはもう絶対にだめなことですよ。

（発言する者あり）

○委員長

私語は慎んでください。

○酒井（隆行）委員

と思います。ただ、さっきも言ったように。

○委員長

お静かに願います。

○酒井（隆行）委員

確かに現場を見ると、札幌市の業者が銭函に入ってきて、あるいは、逆もあるかもしれません。ただ、答弁としては、やはり基本的にはだめだと。それに向けて検討していくという答弁を最初に欲しかったです。それだけ要望します。どんどん突っ込まれてお話をしていく上で、どんどん、規制がやわらかかったようなところから、言われたからというんじゃないくて、基本的にはそういう考え方でいてほしいと思いますので、よろしく願います。

それともう一つ、同じく除排雪の報告書の 4 ページのその他の資料の部分で確認をさせていただきたいと思えます。市民の声ということで、平成 24 年、25 年、26 年、27 年、28 年とあります。これ、各年ごとの積雪量を教えてもらえますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

積雪量という御質問でございましたけれども、累計の降雪量ということでよろしいでしょうか。

○酒井（隆行）委員

はい。

○（建設）雪対策第 1 課長

累計の降雪量でございますけれども、11 月 1 日からその年度の 3 月 31 日まででございますと、平成 24 年は 665 センチメートル、平成 25 年度が 654 センチメートル、平成 26 年度が 585 センチメートル、平成 27 年度が 495 センチメートル、平成 28 年度が 501 センチメートルでございます。

○酒井（隆行）委員

その中でやはり気になるのが、28 年度の排雪依頼の件数が非常に多かったと捉えています。これについては、どのように分析されていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この排雪依頼についてですが、過去 5 年と比べても件数が増加していると認識しております。

排雪依頼が多かったということにつきましては、市の排雪の考えであります、除雪を行い、除雪の限界になった箇所について、必要な時期に必要な排雪作業を実施するという、まず市の考え方の周知が少し不足しているのかというのが 1 点ございます。

そのほかに、昨年度におきましては、ダンプトラックの手配等がかなり業者の皆さん、苦勞されまして、困難な時期があり、排雪作業が結果としておくれたということも一因かと考えております。

また、平成 27 年度に比べ 28 年度の 12 月の降雪量なんですけれども、約 70 センチメートル多く降っております。また、この平成 28 年度の期間中なんです、平成 27 年度に比べ約 1 度程度気温が低いような状況で、シーズン前半に積もった雪の雪山が、寒さのために溶けずずっと期間中存在したということが、また市民の皆様の不満にもつながったと考えておりますが、これらのことについてさらに検証を深めていきたいと考えております。

○酒井（隆行）委員

これ、例えば排雪依頼の苦情件数ということで 827 件となっています。これ、月別ごととかによってはないんですよね。

○（建設）雪対策第 1 課長

月別ごとに分けることは可能なんです、ただ、今、資料をそろえておりませんので、後ほどお届けしたいと考えております。

○酒井（隆行）委員

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。共産党に移します。

○川畑委員

◎橋梁長寿命化について

最初に、橋梁長寿命化事業について予算を組んでおられるので、その点について質問したいと思います。

銭函高架橋という表示があるんですが、これはどこのことをおっしゃっているか教えてください。

○（建設）建設事業課長

銭函高架橋は、住所としては銭函 3 丁目になりますが、国道 337 号の旧星置川の手前から、途中 J R 函館本線を横断し、国道 5 号や札幌道の銭函インターチェンジにつながっている橋梁でございます。

○川畑委員

そうすると、この高架橋の路線は、国道 337 号から小樽市内に向かうランプウェイが四つも確認できると思うんですけども、左側から小樽側というか、向こうから来ると札幌への国道 5 号の路線、そして、小樽市内に向かう国道 5 号に通じる路線、それと、高速道路の銭函インターチェンジに通じる路線、四つ目には、国道 5 号で小樽市内から来る路線、この 4 種類があると思うんですけども、そのうちのどのことを言っているのか教えてくださいますか。

○（建設）建設事業課長

銭函高架橋には幾つかのランプ、取り付け道路としての橋梁がふくそうしており、その中でも最も高い場所に位置している橋梁がありますけれども、その橋梁を含む路線が銭函インターチェンジ方面につながる銭函山手線という名前の市道であり、小樽市が管理し、費用を負担しなければならない路線でございます。

○川畑委員

要するに、4 本ある中の真ん中の一番高い路線のことを言っているんですね。

それで、橋梁長寿命化について何うわけですけれども、銭函高架橋はいつ建設されたものなんでしょうか。そして、また、橋梁などの同様施設についてもどの程度の間隔でもって点検を実施しているのか教えてくださいますか。

○（建設）建設事業課長

銭函高架橋は平成 2 年度に着工し、平成 8 年度に完成した橋でございます、平成 25 年度に策定いたしました小樽市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕を行っております。

また、橋梁などの道路施設につきましては、国土交通省令により、5 年に 1 度の頻度で法定点検を実施しております。

○川畑委員

5 年に 1 度の法定点検ということになるわけですね。

それで、高速道路だとか、J R の跨線橋に関する橋梁工事については、本市が直接工事をするもののではないかと思うんですが、その辺をまず一つ聞きたいのと、それから平成 29 年度の橋梁事業費が 1 億 8,685 万円を計上しているんですが、今年度の銭函の高架橋工事でもって小樽市が工事負担する区間はどこになるのか、その工事額はどのくらいになるか教えてください。

○（建設）建設事業課長

高速道路や鉄道にかかわる橋梁の工事につきましては、どこの自治体もそうだと思いますが、安全管理上の理由から、高速道路では N E X C O 東日本、鉄道であれば J R 北海道と協定を結び、工事を委託するというのが原則であります。

また、今年度、本市が直接発注を予定している区間につきましては、銭函高架橋の起点部分、場所でございますと

旧星置川をまたぐ部分になりますが、全体で 14 径間あるうちの最初の 2 径間分、延長にして約 62 メートルが施工区間で、工事費は 8,800 万円を予定しております。

○川畑委員

8,800 万円で、今回、予算の中で J R 委託施工分の先送り減額という表示があったんですが、これが 5,000 万円計上されているんですけど、この 5,000 万円というのはこの区間のことを言っているんですか。

○（建設）建設事業課長

J R 委託施工分の区間につきましては、起点から 120 メートルほど進んだ J R 函館本線の上空部分、径間でいえば 5 径間目になりますが、延長で約 34 メートルが J R 施工分になります。

○川畑委員

今回、先送りになったという理由について教えてください。

○（建設）建設事業課長

先送りによる減額の理由につきましては、当初、予算編成当時は、J R ・国・小樽市の 3 者間で設計と工事を J R に委託することで協議が進んでおりましたが、ことし 3 月に開催された J R の内部協議の中で平成 29 年度につきましては、全道的に施工箇所が多いことから、銭函高架橋については設計のみを今年度行うこととし、来年度以降に工事を実施するとの判断がなされたことから、今回、減額したものであります。

○川畑委員

もう一つ、市の施工分の工事費が増額になった部分ということで 2,200 万円が計上されているんですけども、この理由を教えてください。

○建設事業課長

市施工分の増額には幾つかの理由がございますが、一番大きい理由といたしましては、橋梁の修繕工事というのはこれまで道路維持という経費率を使用していたんですけども、新たに橋梁保全という経費が国のほうから新設され、この率により経費がアップしたことから工事費が増額になり、今回大きく要因になった原因となっております。

○川畑委員

それで、結論的には、J R 委託工事分の先送りによって、橋梁長寿命化事業費が 2,800 万円減額することになるという解釈でいいと思うんですけども、国庫補助金も 1,600 万円減少しているわけですね。それで私が心配なのは、J R 委託工事分が来年度以降に先送りされた場合に、J R への負担額が、5,000 万ですか。それが増額されることはないのかどうかという、そこが知りたいことなんです。

○（建設）建設事業課長

J R の負担金額につきましては、物価上昇や労務単価のアップによる多少の増減は考えられますが、その分を除くと現段階では増額はないものと考えています。

○川畑委員

確かに J R は道内のあちこちにいろんな事故があって、天災、災害があって、工事がおくれたということになるんだろうと思うんですけども、そのことによってこの小樽市がまた、何ていうんですか、物価高であれば工事費用が上がるということで負担が大きくなると、それは困ったもんだと思っているんですが、そういうことはない今のところ見ているんですね。それでいいですか。

○（建設）建設事業課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

◎忍路防災工事について

○川畑委員

では、質問を変えます。忍路防災工事について質問したいと思います。

実は先ほど忍路防災も経過報告について伺いました。それは私の感想として、高規格道路が 30 年に完成する見込みだという中で、一般国道の 5 号が、生活道路である路線がいまだに目途が立っていないと。そこにいら立ちを感じているわけですが、それを直接ここで伺ってもあれなので、実は昨年 11 月 22 日に忍路町会から、小樽市と一緒に新しくできる道路、国道ですね、それと忍路の漁港から上がってくる道路、そこに信号機をつけてほしいと。これは現在、道路工事、旧国道というか、走っている道路が、トンネルの手前で忍路のほうに曲がるんですね。非常に危険な場所なんです。見通しが悪いしね。そこも住民の皆さんがどうしてもやはり新しい道路をつけるに当たって、信号をつけてほしいと。それと横断歩道と、信号機は定周のと感知式を両方つけてほしいんだという要望が出されたと思うんです。これは小樽警察署に出したのだと思うんですが。

その後の、具体的なお返事というか、来ていますか。

○（建設）近藤主幹

要望書を提出してからの状況でございますけれども、今年度の 6 月 2 日に北海道警察本部と小樽警察署と小樽開発建設部、それと小樽市におきまして、当該交差点の現地立ち会いを行っております。ただ、要望書に対する正式な回答というのはまだきていない状況でございます。

○川畑委員

6 月 2 日に現地立ち会いをされたときには、小樽市からどなたか行かれていましたか。

○（建設）近藤主幹

私とあと建設事業課の主査 1 名が立ち会いをしてございます。

○川畑委員

そのときに、警察本部あるいは立ち会った皆さんがどんな様子だったのか教えていただきたいと思うんですが。

○（建設）近藤主幹

様子でございますけれども、主に北海道警察本部とあと小樽開発建設部におきまして、歩道の低下の位置や停止線の位置、それと標識の設置場所などにつきまして、そういう交差点の構造についてやりとりを行っていました。

要望に対する内容につきましては、正式な回答がまだ受けていない状況でございますので、どのようなことということにつきましては、まだお話しできないと考えてございます。

○川畑委員

近藤主幹に返事を求めても難しいと思うんですけれども。

実は私ども日本共産党は、小樽市内の信号機の改善に当たっては、市内で 13 カ所を道の公安委員会に要望を出しているんです。しかし、残念なことに今までも全く前進がないんですね。1 カ所前進があった塩谷の団地の前の建設事業課に入る入り口のところで、あれが直ったと言われたんです。ところが私が最近行ってあそこを通ってみると、また長い時間待たされるんです。

そのように、公安委員会は積極的に予算がないと言いながら、やはりやってくれていないと。その辺があるので、ぜひ小樽市が力を入れてでも、町会からの要望でもありますから、積極的にお願いしていただきたいと、そのことを申し上げておきます。

◎除排雪について

それで質問を変えたいと思います。除排雪と貸出ダンプについて伺いたいと思います。

最初に、先ほど質問の中で回答があったんですけど、降雪量については、平成 24 年から 28 年度までわかりました。それで最大積雪深について、どのようになっているか教えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

最大積雪深でございますが、平成 24 年度は 155 センチメートル、平成 25 年度は 148 センチメートル、平成 26 年度は 140 センチメートル、平成 27 年度は 89 センチメートル、平成 28 年度は 103 センチメートルでございます。

○川畑委員

この数字は後でまたそれを参考にしながら質問したいと思っています。

それで、最初にがたがた路面の解消の問題です。この報告でありましたわけですが、平成 28 年度が 27 年度より 2 回少なくなっています。私に言わせると、27 年度が先ほどの降雪量、あれは積雪深についても 28 年度のほうが多いんですけども、2 回少なくなっているんですけども、その理由について説明していただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

がたがた路面の出勤回数でございますけれども、平成 27 年度と 28 年度は、ほぼ累計降雪量が同じという中で、出勤回数が 2 回減となっております。がたがた路面の解消についての施策でございますが、これはパトロール等でがたがた路面が発生していたり、もしくは発生が予想されるときに出勤するという形になっておりまして、このがたがた路面の発生のメカニズムについて、おおむね降雪が多い時期に気温、暖気等が来て、それでがたがた路面が発生するんじゃないかというようなことがつかめているんですけども、それ以上のがたがた路面の発生のメカニズム等について、データのものが分析できておりませんので、この出勤回数がなぜ減ったかというのは気温と気象的な要因が主とは考えているのですが、それ以上の分析はできておりませんので、この場ではこの 2 回減ったのが妥当なのかどうかということについては、お答えできないということで回答させていただきます。

○川畑委員

それで除雪の第 2 種路線の出勤する基準の見直しの関係です。この中で雪対策課としてはおおむね効果があったものと考えていると、このように評価しているんですけども、これも 28 年度は 27 年よりも出勤回数が 2 回減っているんですね。あわせてその理由も一緒に教えてくださいませんか。

○（建設）雪対策第 1 課長

こちらにつきましても平成 27 年度、28 年度の累計降雪量がほぼ同量である中、27 年度、28 年度に比べて降雪量の多い時期や気温等の要因が異なることから出勤回数が増減したものであると考えております。一例といたしましては、11 月から 3 月まで 10 センチメートル以上の降雪を記録したのが、平成 27 年度においては 16 日でございます。平成 28 年度はそれに対して 13 日であったことから、これらの 10 センチメートル以上の降雪を記録した日数が少ないということも要因の一つであるかとは思いますが、それ以上の分析はできておりませんので、こちらについても出勤回数、気象状況等、データを蓄積し、分析を続けてまいりたいと考えております。

○川畑委員

それで、これも最初の 2 ページ目に参考として載せている表がありますね。先ほど説明していただいたところですが、この中で机上で設定した数値基準という言葉があるのですが、これはどういう意味なのか教えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

机上で設定した数値基準でございますけれども、まず市内の道路なんですけれども、幅員や勾配、家屋の張りつきぐあい、交通量等が異なることから、一律の数値基準を設定することが困難であるとは考えております。このような中、道路計画に関する書類等を参考に、原課が独自で設定した基準がこの机上で設定した数値基準でございます。今回、除雪第 2 種路線の中から 25 カ所を選定し、道路の幅員や雪山の高さを定点観測し、その結果を机上で設定した数値基準をもとに何らかの判定をしておりますが、この基準はあくまでも机上で設定したもので、市内全ての箇所当てはまることはできないものと認識しております。しかもこの数値というのはどちらかというと、除雪作業を行う側の目線で設置したものであり、この判定結果が除雪第 2 種路線の作業全ての評価に当たるものとも考

えてはおりません。

○川畑委員

それでもう一つお聞きしますけれども、この 25 路線を選定したと書いていますけれども、具体的に 25 路線というのはどこのことを言っているか答えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この 25 路線でございますけれども、測定概要に大まかな 4 分類を示しております。これを各ステーションに当てはめると、最初、「①幅員が狭く、家屋連担が多い」8 路線でございますが、これは第 1 ステーションでいきますと陸橋通線、第 2 ステーションにおきますと豊ヶ丘通線、第 3 ステーションにおきましては新光 5 丁目第 8 線、第 4 ステーションにおきましては桂岡 3 号幹線、第 5 ステーションにおきましては北山中学校下通線、第 6 ステーションにおきましては水天宮東通線、第 7 ステーションにおきましては海員学校通線、桜 1 号線の 8 路線でございます。

「②幅員が狭く、家屋連担の少ない」7 路線でございますが、第 1 ステーションにおきましては蘭島浜通線、第 2 ステーションにおきましては奥沢中央通線、第 3 ステーションにおきましては新光 5 丁目第 6 線、第 4 ステーションにおきましては桂岡 1 号幹線、第 5 ステーションにおきましては赤岩道線、第 6 ステーションにおきましては最上山手線、第 7 ステーションにおきましては文治沢道路線。

「③片側歩道の道路」8 路線につきましては、第 1 ステーションにおきましては幸環状 2 号線、第 2 ステーションにおきましては南山手線、第 3 ステーションにおきましては朝里東 10 号線、第 4 ステーションにおきましては谷地線、第 5 ステーションにおきましては赤岩道線と北山中学校下通線、第 6 ステーションにおきましては築港 4 号線、第 7 ステーションにおきましては桜 5 号線。

「④両側歩道の道路」2 路線、これにつきましては、第 2 ステーションで松ヶ枝山手線、第 4 ステーションで銭函新通線。

以上でございます。

○川畑委員

この今答えていただいた 25 路線をステーションごとに分けて、判定 A B C に分けてやったということなんですね。

そこでお聞きしたいのは、A の判定が 74.1%、こういうふうにあったということで、おおむね効果があったと判断されているんだろうと思うんですけれども、その辺について考えを聞かせてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この A 判定が 74.1%あったということでございますが、これ、先ほどの答弁と重複いたしますが、この判定につきましては、サンプル数も少ないことや机上で設定した基準ということで、市内の道路全てに当てはまるような基準とはなっておりません。これらのことがあることですから、この A 判定の 74%をもって第 2 種路線の除雪がおおむね効果があったというようなことを言っているということではございません。

○川畑委員

それで、ここに参考の中の最後のところの表に書いてあるんですけれども、除雪作業で積み上げることが可能な雪山の最大高さ、これが 1.75 メートルと表示されているんですが、要するにこの 1.75 メートルというのは排雪する基準と捉えていいんですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

ここで使用しています 1.75 メートルでございますけれども、雪山の積める最大の高さというのを業者からの聞き取りで、場所にもよりますが、積み上げることが可能な高さがおおよそ 1.5 メートルから 2 メートルという回答をいただいております、その中間値を採用したものです。これはあくまでも除雪作業をする目線で設定しているも

ので、この 1.75 メートルが全ての市内の道路に当てはめるとは考えておりません。例えば、小学校の周辺であれば、1.75 メートルといたしますと、1.75 メートル以上目線がある小学生というのはほとんどいないと考えておりますので、これはあくまでも机上で設定した基準ということでございますので、これが排雪前の除雪の限界の高さというような一律の基準とは考えておりません。

○川畑委員

そこが大事なところなんです。例えば通学路であれば、1.75 メートルといたら子供は全然見えませんよね。それから、その他買い物するお客さんなんか通る道であれば、本当に 1.75 メートルなんて陰に隠れてしまって見えない、車も見通しがなくなるという、そういう状況だと思いますので、そういう基準ではなくて、やはり市民の安心・安全を守るための除雪の基準を考えていただきたいと、そのように思います。

それから、主要交差点の雪山処理についてお伺いします。これは 3 ページに当たりますけれども、36 カ所を選定して、期間中 3 回の排雪を予定したところだと。実際は 2 回実施が 2 カ所で、1 回実施が 33 カ所で、未実施が 1 カ所ということになっています。これで 1 回と 2 回で 95% に占めるわけなんですけど、こういう数少ない中で市民からの苦情というのはなかったのかどうか聞かせてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この主要交差点に制定しました 36 カ所における市民の皆様からいただいた苦情ということで、主に排雪依頼となるかと思いますが、我々も市民の皆様からいただいた声につきましては、ピンポイントで管理しているのではなくて、その路線ごとに管理しているものですから、この 36 カ所ピンポイントで何件かというのはお示しできないんですけども、いただいている記録を調べましたところ、ピンポイントで市民の皆様から排雪依頼、苦情があったのは、2 カ所あったというのは確認しております。

○川畑委員

それで、年間 3 回の排雪、これを見込んだ予算ですけれども、実際には 2 回以下だったということになれば、主要交差点の雪山処理の箇所をふやすことを考えてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどういう意見を持っていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この主要交差点の雪山処理の強化につきましては、平成 28 年度から新たに始めた施策でございまして、これの選定におきましては、雪対策課で検討したものであったり、バス事業者からお聞きしたところもございまして、今回 1 年やってみて、その分析をまたさらに進めて、可能であれば、予算のことがございまして、今回の箇所の見直しであったり観光や福祉というような観点での雪山の強化ということも、少し視野に入れて検討を進めてまいりたいとは考えております。

○川畑委員

ここの「4. 主要交差点等の雪山処理の強化（新規）」関係で、バス事業者からの聞き取りによってということの中で書いてあるんですが、作業時期について調整が必要と書いてあるんですが、これはどういう意味ですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

バス事業者からの聞き取りでございまして、最初に交差点の見通し確保には効果的だというような回答をいただいているんですが、その一方で 28 年度の場合、バス事業者、これは路線排雪にも言えることなんですけれども、バス事業者の皆様が必要だと思う時期よりも若干我々の作業がおくれているというようなことが御指摘されましたので、意味としてはそういう内容でございまして。これにつきましてはバス事業者の皆様と 4 月にまず 1 回打ち合わせをさせていただきまして、昨年度の反省も含めてさせていただきまして、今年度においては、合同でパトロール、雪の状況を見るなどの確認作業をして、我々とバス事業者の必要性の時期や道路幅についての差異を埋めるような施策をしていくというような形で今確認しているところでございまして、これの具体的なものについては今後バ

ス事業者と詰めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

それで、雪堆積場の増設、5 番目にありますけれども、この中で、塩谷中学校跡の雪堆積場の堆積量について、想定最大積雪量の 3 割未満とあります。雪堆積場の堆積量は周辺地域の積雪量から見たようなのかどうか。私はそう思ったんですが、その辺はどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

雪堆積場の増設のところで、想定最大堆積量 3 万 5,000 立方メートルのことと思われませんが、これにつきましては周辺から搬入してくる雪の量を想定したものではございませんで、グラウンドの広さや地形等から堆積することが最大どれくらいできるかというのを算出しまして、最大想定としてこれくらいまでは堆積できるだろうという量をここに示させていただいております。

○川畑委員

そうしたら、3 万 5,000 平方メートルを入れる量だけでも、集めてくる量がそんなになっていないんだということを行っているんですね。そうですか、わかりました。

それから、塩谷中学校跡地の雪堆積場の経費について、低減要因と書いているんですけども、これは、さっきも説明があったと思うんですけども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この表 6 に示しておりますうちの低減要因でございますけれども、本雪堆積場の増設により塩谷・蘭島地区の排雪において、これまで市の寅吉沢にあります産業廃棄物最終処分場に搬入していたものが、塩谷中学校跡に堆積することができるということで、約 2 キロ程度の距離が短くなり、今年においては 200 万円程度低減ができたという形で、まず 200 万円はまとめております。

その次の間接的な低減効果でございますけれども、この雪堆積場を増設することによって、今まで、平成 27 年度においては、塩谷の建設事業課敷地に地域総合除雪で排雪した雪のみを堆積していたんですけども、そこについても若干余裕ができましたので、貸出ダンプにおいても塩谷の建設事業課敷地内に雪を堆積することができるようにしまして、その分、当然寅吉沢の最終処分場に今まで 27 年度運んでいたものが、塩谷の建設事業課敷地内に堆積することができるということで、その分で運搬費の低減が 46 万円程度図れたという形で、このような形でまとめております。

○川畑委員

それで、こういうふうに堆積場の経費が、使わなかったということでこれだけ浮いたということの解釈でいいんですね。はい、わかりました。

それで、市民の声について、質問させていただきます。

先ほどのとダブるところもあるかもしれませんが、もしダブったら言ってください。

除雪依頼の問題ですけれども、この表の 4 ページの表の参考その他の資料のところ、除雪依頼というのがあります。これは平成 24 年から 26 年の 1,000 件台に比べると、平成 28 年度は 836 件と減少しているんです。平成 27 年度で 488 件と、1.7 倍です。この要因について説明していただきたいんですが。

○（建設）雪対策第 1 課長

この除雪依頼の平成 27 年度に比べて増加したということについて、まだ具体的な分析等はできておりませんが、過去 5 年間の数値を見ますと、平成 27 年度が極端に少なく、28 年度はその 27 年度を除いたそれ以前の 24 から 26 年度と比べると減少しているという形で把握しております。

平成 27 年度の異なる傾向が出ているようにも考えられますが、いずれにいたしましても、この平成 27 年度のデータがどうだったのかということにつきましては、今後もデータを蓄積していつか分析してまいりたいと考えてお

ります。

○川畑委員

私が気になっているのは、要するに 27 年、28 年度、雪が少なかったときです。それが 27 年と 28 年は約倍化するような状況、それがあつたわけですね。それとあわせてやはり雪の除雪後の苦情だとか、除雪の依頼、排雪の依頼の問題なんかもあつたわけで、例えば除雪後の苦情では、平成 24 年、25 年が高い積雪量だとか、積雪費の中での数字なんですけれども、28 年度それらが低い中で 459 件になつているわけですね。それで、27 年の 339 件に比べると 1.3 倍なんです。これらのものについての分析はどんなふうになつていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この除雪後の苦情ということでございますが、除雪後の苦情の主な要因といたしましては、置き雪ということが考えられますが、これにつきましても 27 年度は先ほどと同じように少ないような形になつてはいるんですが、それ以外の年で見ると、若干、そんなに大きくふえてはいるとは考えておりません、これにつきましても 27 年度のデータがどうだつたのかということ、今後のデータの蓄積であつたり分析の継続等で考えてまいりたいと考えております。

○川畑委員

今の雪対策第 1 課長の答弁でいくと、27 年のデータが余り当てにならないように聞こえるんですけども。そんなことではないですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

この 27 年度のデータというのは 28 年度と同様の方法で数字を出しているものでございますから、出した方法については問題ない、同じでございます。これについて、ただ 27 年度が極端に落ちてはいる、少なくなつてはいるものから、ただその辺については降雪量の要因でもあるとは考えますが、28 年度も同様の累計降雪量がありましたので、これにつきましても雪の降つている時期や雪の降り方、気温等、そういうような気象状況も視野に入れて、評価を今後データ蓄積とともにしてしかなければ、こちら辺のところは見えてこないのかという考えで先ほど答弁いたしました。

○川畑委員

もう一つ、排雪の依頼についても約倍化してはいるんですね。この分析はどのようなふうになつていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この排雪依頼、この値につきましても過去 5 年に比べても増加してはいると認識しております。排雪依頼が多かつたことにつきましては、除雪を行つて除雪の限界になつた箇所について必要な時期に必要な排雪を行うというような市の考え方の周知不足であつたり、昨年度におきましては、ダンプトラックの手配等が、業者はかなり苦勞して困難な時期もあり、排雪作業が全般的におくれた時期がございました。こちら辺のことであつたり、平成 27 年度に比べ、28 年度の降雪なんです、12 月の降雪が 28 年度のほうが 70 センチメートル多く降つており、また期間中の平均気温も 27 年度に比べ 28 年度は 1 度程度低いような状況でございましたので、シーズン前半に降つた雪がそのまま積もり解けずに雪山が続き、市民の皆様も不満に感じたのではないかなどの要因が考えられると分析しております。

○川畑委員

除排雪についてこれで終わるんですけども、要するに除排雪にかかわる懇談会が 7 月からやるという予定になつてはいますよね。2 回目が 11 月にやるというようなことになつてはいるんですけども、やはり市民の声の苦情だとか要望を、真摯に受けとめた分析をして、その結果を懇談会に提起するとともに、ただそれだけでなく議会にきちんと報告しながら、議会とも議論していくということを基本的にはおいていってほしいと、そういうふうになつてほしい、そうすべきだと考えてはいるんですけども、その考えについてはどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

市民の皆様との懇談会でございますが、7 月に開催する予定でございます。市民の皆様により市の考えをまずお示しするとともに、市民の皆様からいろいろな御意見を伺い、そのことを分析し、当然のことではございますが、議会議論等を経まして、今年度の除雪業務に取り組んでまいりたいと考えております。

○川畑委員

◎除排雪について

それでは、貸出ダンプについて伺いたいと思います。私の資料は「平成 28 年度貸出ダンプ制度の御利用の手引き」というのを、これをもとにしています。それで、これの 2 ページにあるんですが、この 29 年度以降の取り組みというところについて確認していきたいと思っています。

まず制度の概要について、説明していただきたいと思うんですが。

○（建設）雪対策第 2 課長

貸出ダンプ制度の概要につきましては、本制度は昭和 54 年から市民の皆様がその居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路等の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的としております。

○川畑委員

私が確認したかったのは、市が無償でダンプトラックを派遣することで、市民の費用負担の軽減を図るものだと、そういうことの確認です。それでいいですね。

○（建設）雪対策第 2 課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

それで、29 年度以降の取り組みなんですけれども、申込書は利用団体が市へ提出することに変更すると。ここは決定済みなんですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

申込書は利用団体が市に提出することに変更することにつきましては、平成 28 年度に制度見直しの機会に周知しており、利用団体において制度を利用する道路をしっかりと確認してもらうことや制度そのものを十分理解した上で利用していただくため、利用団体からの申込とするものであります。今年度から実施してまいりたいと考えております。

○川畑委員

それで、二つ目の幅 8 メートル以上の道路については、排雪幅を 8 メートルまでとすることに変更すると。これ以上の路肩ののり面だったか、雪は対策外だと。どんなに広い道路でも 8 メートル以上の排雪はしないということなんですね。それで、市内の該当する箇所はどのくらいあるか、わかれば教えてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

幅員 8 メートル以上の道路に該当する箇所につきましては、昨年度申請がありました 495 件のうち、数カ所程度であり、それほど多くはありませんと考えております。

○川畑委員

数カ所という少ない箇所ですよ。それをあえて、排雪幅を 8 メートルまでとするということを提起しなければならない理由というのは何ですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

排雪幅を 8 メートルまでとする変更につきましては、冬期間の車両の通行に支障がない排雪幅とするもので、市の総合除雪による排雪での道路状況によりますが、8 メートル以上の道路ではおおむね 8 メートルとしております。

○川畑委員

あくまでもそうしたら 10 メートルあったところも、あとの 2 メートルを残して積み上げていくと。そういう考え方だということですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

これに変更するとなっているんだけど、いつの時点で決定しようと考えているのか、わかれば教えてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

手引に載っております平成 29 年度以降の取り組みの決定時期についてということでございますが、貸出ダンプ制度が市民のために公平に活用されるよう、第 3 回定例会前にはお示しできるように検討をしているところであります。

○川畑委員

では具体的にその時期はまだ決まっていないということですね。現実ね。

○（建設）雪対策第 2 課長

時期についてはまだ決まっておりません。

○川畑委員

それで、排雪第 2 種路線を対象外とすることについて検討するとありますね。この排雪第 2 種路線が貸出ダンプの実施路線と重複する箇所は何カ所あるのか、まず聞かせてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

排雪第 2 種路線が貸出ダンプの実施路線と重複する箇所につきましては、昨年の全体申請 495 件中、おおむね 60 件程度と確認しております。ただいま精査中でございます。

○川畑委員

約 60 件くらいがそうだとということですね。

それではもう一つ、利用回数を同一箇所でも 1 回とすることについて検討するという、これは前の建設常任委員会なんかでも出ているんですけど、他都市の水準に合わせるという考え方なのか、小樽の特殊な条件だとか、坂道がある、道が狭い、そして高齢化してきているという、そういうことを加味しているのかどうか聞かせてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

利用回数を同一箇所でも 1 カ所とすることにつきましては、他都市の例を見ますと、おおむね 1 回というところが見られるということでございますが、これにつきましては今検討しているところでございます。

○川畑委員

検討中ということはまだ議会と議論した上でというふうに捉えてよろしいですね。はい、わかりました。

それで、最後のダンプの配車方法について検討するとなっているんですが、この平成 29 年度から実施するのかわどうなのか、まずそれをお聞きしたいのと、現在は市が配車の日時だとか場所及びダンプ台数を指示して配車していると。ダンプの選定についてはダンプトラック組合が行っていると。より効果的な配車方法を検討するとあるんですが、このより効果的な配車方法を検討するというのはどういう内容なのか、具体的な内容を示してください。

○（建設）雪対策第 2 課長

ダンプの配車の実施につきましては、貸出ダンプ制度において、公平に配車できるような方法を検討しているところであります。また、具体的な内容につきましては、まだ決まっておりません。

○川畑委員

具体的に決まっていないということは、この後、今決まっていないのは、この第 3 回定例会でもって予算等を決

めるということになっていくわけですよ。そうしたら、この今の貸出ダンプの体制そのままにいくということ捉えておいていいんですね。変更があれば、その第 3 回定例会で提案するという事なんだろう、その辺を教えてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

配車等につきましては今検討しておりますので、第 3 回定例会前にはお示ししたいと考えております。

○川畑委員

制度の概要で当該制度が、町会等が排雪用作業機械を借り上げて排雪する際に、市が無償ダンプトラックを派遣することで町会等が費用負担の軽減を図るものと最初確認しました。以前の議会議論では、雪堆積場というのですか、それを対象としないが、重機類の回転場所は認めているという答弁をいただいています。

戸建ての町会の一部で路上の堆積ができない場合の雪押し場、すなわちマンションだったり集合住宅じゃなくて、その一角の道路しかなくて、そこに雪をためて置かざるを得ない。そういう状況がある場合、以前の対応を復活させるということ認めるということは考えていないのかどうか聞かせてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

雪堆積場につきましては、昨年度の見直しで雪堆積場は排雪対象外とし、一申請当たり一カ所の転回場の排雪については、作業に必要な最小限の配置で認めております。今年度は雪堆積場を対象に戻すことは考えておりません。

○川畑委員

そうしたら、前に私は 2 カ所、オタモイと桜の場合を挙げたんだけど、あれもだめだということの発想でしょうか。その辺、今答えられないんだったら後でもいいですけど。

○（建設）雪対策第 2 課長

今資料を持っておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○川畑委員

やはりこの貸出ダンプについては、機械的な対応ではなくて、地域の実情、実態を尊重したやり方してほしいと。それが私の願いです。そのことを最後話して終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎大規模盛土造成地について

事前に通告してありますもので何点かお聞きします。

まず一つ目、大規模盛土造成地ということでお聞きしたいと思います。

私はこれまで予算特別委員会などでも小樽の防災関連について質問させてもらっているんですが、実は平成 28 年 10 月 4 日の北海道新聞に、盛土の地すべりとのテーマで特集記事がありました。これは、昨年、御存じでしょう、

4 月に熊本地震もあった。その中で多くの被害が生まれてきた。その前ももちろん皆さん御存じのように新潟地震や南西沖地震やあの 3.11 もあるわけです。そのような形の中でこの特集がありました。

これについて小樽市ではどのように取り組んでこられたのかということなんですけれども、新聞によると、近年大きな地震が起きると都市部の周辺で谷を埋め立てるなどをして宅地を造成した盛土の地すべりが報告されていると。それで国土交通省が全国の市町村に対して、大規模な盛土造成地の有無や危険度を調べて、公表するよう呼びかけているんです。道内の人口規模の多い自治体で意外に進んでいないとの報道内容でもありました。

そこでまず一つ目なんですけれども、まず大規模盛土造成地は、どのような経緯で調査を行うことになったのか、改めてお答えください。

○（建設）近藤主幹

今委員もおっしゃっていたんですけれども、新潟県の中越沖地震などの大地震時に、大規模な造成宅地において、がけ崩れまた土砂の流出などの被害が発生したため、このような大地震が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模な盛土造成地の有無や安全性の確認をして、公表するよう国から奨励されているためであります。

○中村（誠吾）委員

国から奨励されているということなんですけれども、具体的にはどのような構造または規模の場所がこれに当たるのか、大規模造成地といっても、私は素人なのでわからないので教えていただきたいんですけど。

○（建設）近藤主幹

盛土造成地のうち、谷埋め型で盛土面積が 3,000 平方メートル以上の造成地及び盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ盛土の高さが 5 メートル以上の造成地が大規模盛土造成地に当たります。

○中村（誠吾）委員

角度が 20 度以上と簡単に私考えると小樽の傾斜だよなと思うわけです。

それと、大規模ということなんですけど、これはきょうの質問から外れて、私も報道を見た形なんですけども、熊本地震の場合は、住民たちが谷を埋める、住民埋め立てみたいなので、非常に被害と地すべりが多かったということで、大規模ではなくても、そこを非常に国が心配しているということでもありました。

それで、国土交通省では、この調査を行って公表するよう呼びかけているとのことなんですけど、これ、調査費に対して国から補助はあるんでしょうか。

○（建設）近藤主幹

宅地耐震化推進事業というメニューの中で、地方公共団体が実施する調査費用に対して 3 分の 1、国の補助が出るようになっております。

○中村（誠吾）委員

補助はあるんですね。

それで、調査を行って、大規模盛土造成地があった場合は、どのように対応していくことに基本的になりますか。

○（建設）近藤主幹

大規模盛土造成地があった場合にはマップを作成し、住民に情報を公開し、さらに二次調査で造成地の危険度を調べるような流れになってございます。

○中村（誠吾）委員

国土交通省のホームページを見ますと、調査状況が公表されています。それで、小樽市では、この調査は行われていますか。

○（建設）近藤主幹

小樽市におきましては、まだこの調査は行っておりません。

○中村（誠吾）委員

端的に言っていたらと、調査を行っていないということなんですけど、法律的には調査を行わなければならないということなんですか。

○（建設）近藤主幹

法律では調査を行うことを決めているわけではありませんけども、国から取り組みを奨励されているということでございます。

○中村（誠吾）委員

もう少し端的でいいんですけど、小樽市で未着手であることの理由を教えてください。

○（建設）近藤主幹

道内他都市の動向調査などの情報収集や財政的な問題、また調査実施の課題を整理し、今後の進め方をどうするかなどの検討を行っていく必要があることから、まだ着手していない状況でございます。

○中村（誠吾）委員

簡単に言うと、行政が今後どうしていいかわからないという状況なんだろうと思うんですけども。これ、新聞でも言われているんですけども、身を守る、安全の基本ですよ。自分はどこに住んでいるんだということも含めて、自治体が公表していない場合、自力で調べることは可能なかということなんです。それで可能であれば、どのような方法があるのかということをお聞きしたいんです。

○（建設）近藤主幹

国土地理院のホームページなどで古い地形図が見られますので、その地形図で沢や谷だった場所が新しい地形図で宅地になっていれば、盛土されている可能性が高いなどの情報を得ることができると考えております。

○中村（誠吾）委員

これもホームページで出ていたんですけども、私は一般質問でも聞いた内容と、ずっと公共施設のことと防災のことを言っているんですけどね、日ごろから自宅周辺の道路や斜面を見る、鉄砲水もそうですよね、音がし始めたら危ないとか。例えば、道路や斜面を固める擁壁にひびが入っているとか、道路にひび割れが始まったとか、住宅の床が私も資産税課にいたので、斜めになっているとか、ビー玉が転がると、おかしいですよ。そういうことも含めて、自分の身を守るということも含めて知ること。行政が報告をするということが大事だと思うんですけども、そうは言っても、確かにわかるんです。風評被害や資産価値の問題も出てきますので、どのあたりが大規模盛土造成地の可能性があるのかということは、ここでは聞けませんけども、このような条件の場所があると知れますと、大きな地震の際には、被害も今言ったとおり出るのではないかと不安に思う人だっていると思います。

それで対策工事を行うとすれば、大きな費用がかかるのは私もわかりますが、必要なことは必要となってくると思います。今後まず調査を行う予定はないですか。

○（建設）近藤主幹

先ほどもお話ししたんですけども、情報収集や調査実施の課題を整理し、今後の進め方をどうするかなどを判断した上で調査の予定は決めていきたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

ぜひ、さっきも言った風評被害とかそういうことはわかります。しかし、防災とかそういうことに関して、足元の地べたの話ですので、やれること、または国交省が奨励、奨励というのも変な話なんだけども、情報の公開のための準備はしっかりと始めてほしいと思います。

◎防災について

それで次の質問です。これもしつこいといわれるかもしれないけど、防災に関してなんですけども、もう一つ質

問します。

同じく見ておりましたら、国土交通省のホームページに液状化マップについて記載されていました。皆さん知ってのとおり、技術屋のほうが知っている、液状化とは地震の際に地下水の高い地盤が振動により液状化になる現象です。水が噴出したり、ひどい場合は家が大きく傾くなど、大きな被害となるものです。

それで私は大船渡市に支援に入りました。信じられない光景を見えています。マンホールがこれくらいまで上がるとか、恐ろしかったのは、ガソリンスタンドのタンクが浮き上がっているんですね、地面に。残っているんですよ。こういうことも含めてこれ大変なことだと思っていました。

それで、これ建設部なんでしょうけれども、まず一般的に液状化が起きる場所は、どのような場所になるか。さらに液状化マップのことが載っていましたので、液状化マップとは何のために作成するのか、目的を教えてください。

○（建設）近藤主幹

一般的に液状化が起こることが多い場所としては、埋め立て年度の浅い埋立地、旧河道、大河川の沿岸、海岸砂丘の裾、砂丘間の低地、過去に液状化の履歴のある土地などがございます。液状化マップとは、液状化発生の可能性などを地図上に示したもので、液状化関連情報の一つとして情報提供するために作成されているものでございます。

○中村（誠吾）委員

国土交通省、国からは液状化マップの作成について、どのような指導が来ていますか。

○（建設）近藤主幹

戸建て住宅地などにおける個人、民間等による液状化対策を促進すべく、適切な判断のための液状化関連情報の一つとして作成し、情報提供していくことを進めることが必要であると言われてございます。

○中村（誠吾）委員

端的に聞きますけど、液状化マップをつくっていますか。

○（建設）近藤主幹

建設部では作成してございません。

○中村（誠吾）委員

実は、我が党も参加したんですが、平成 24 年、2012 年 2 月に、小樽市コミュニティリーダー研修会というのがあって、主催が小樽市なんです。そこで執行部の皆さん御存じの地質研究所、海洋科学技術センター、道ですね、道立。ここの講師が来て、小樽市が主催したんです。それで、地震のこと、津波もそうです。そして液状化のことをはっきり指摘しているんですよ。そこで見たときに、実は小樽の埋め立てラインというのは、もうほとんど国道 5 号と似たような話になっているのです。見事にこれ、液状化の地図になっているんですよ。

ということは、ほかにも質問しています中で言うんだけど、私は防災のことを質問してと言っているのは、さっき言った大船渡市で見た現実も含めて、大変多くの住民がいる。いざというときに避難する、そうすると液状化で道路がぐにゃぐにゃになっているか、それとも行けないと。そういうことの基礎になっていくんですね。どう考えても。大変な労力とお金がかかるのはわかるんですけども、これどうやって逃げるんだということも含めて、基本中の基本になってくるんですよ。

それで、そういうことも含めてですけれども、まだつくっていないということなんですけれども、まずこれお金がないからということで、調査費に対して国からの補助はないんですか。

○（建設）近藤主幹

平成 25 年度から先ほど申しました宅地耐震化推進事業のメニューが拡充されまして、地方公共団体が実施する調査費用に対して 3 分の 1、国の補助が出るようになってございます。

○中村（誠吾）委員

先ほど液状化マップの話、私の思いで言いましたけど、液状化マップを作成した場合、実際にはどのように活用していくことになりますか。いろいろな他市や国の指導も含めて。

○（建設）近藤主幹

戸建て住宅地などにおける個人、民間等による対策促進を図るための液状化関連情報の一つとして情報提供していくことに活用していくことになると考えてございます。

○中村（誠吾）委員

大変かたい回答なんですけどもね。じゃあ少し変えて。

では、水道局にお聞きしたいんですよ。液状化が起きた場合、私は下水道の話をして、マンホールが飛び出ている話をしました。これは水道局の所管だと思うので。

それと、今、水道局にもポスターが張ってあります。いざ 災害が起きたときに、私も避難所で一番困ったのは、トイレです。上水は給水で何とかなる。トイレがどうにもなりません。国も言っている、マンホールトイレという形のものがある、これ本当に死に物狂いの話です。トイレを確保するというのは。

ということも含めて、下水道のマンホールが道路から浮き上がっている映像を見るたびに思うんですけども、水道局では液状化マップというものに関しては作成しているという経過がないですか。

○（水道）管路維持課長

水道局では、平成 23 年度、24 年度の 2 年をかけた、液状化の危険度を示すマップを作成しております。

○中村（誠吾）委員

危険度ということを言ってくれましたよね。

それじゃあ、どのような経緯で作成に至りましたか。早くやっているんですよ、こっちは。

○（水道）管路維持課長

水道局でそのマップをつくった経過については、下水道管路の耐震診断の基礎データとして作成したものであります。

○中村（誠吾）委員

耐震診断の基礎データね。どうやったら浮き上がらないかとか、そういうことを考えるということになる。そうすると、その資料をもとに、対策工事などを行っていくということで、もちろん入っていったんでしょう。

○（水道）管路維持課長

対策工事につきましてですけども、今申し上げた資料や、あと詳細につきましては、それぞれ工事箇所の地質データをもとに対策を行っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

しつこいんですけども、水道局でせつかくといたらあれですけど、作成した液状化マップは、災害対策室や建設部と共用、利用できないものですか。

○（水道）管路維持課長

水道局でつくった資料は先ほども申し上げましたとおり、下水道管路の耐震診断の基礎データとして作成したものでありますが、他の部局で使用できるのであれば共用していきたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

同じ質問なんですけど、建設部の認識はどうですか、それじゃあ。

○（建設）近藤主幹

建設部では、液状化マップにつきましては、国土交通省から示されている宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針をもとに統一的な基準での作成を求められているため、水道局で作成しているものが、まずこの基準に合致

しているのかを確認しなければならないと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

何か少しまどろっこしいですね。何となくね。同じようなシステム、私が聞いてもこれはこれ以上言わないけど、国が示しているシステムも含めて、活用できると聞いていたものですから、と思います。それで、可能であるというか、そういう考え、私はそう思っていますので、可能だと思っていますので、今後、建設部も災害対策室も含めて、利用方法や活用方法について、早急に検討を始めてくれませんか。

○（建設）近藤主幹

まず、先ほど申しました基準に合致していることを確認しまして、基準が合致していれば、液状化関連情報の一つとして情報提供していきたいと、利用していきたいということで考えてございます。

○中村（誠吾）委員

活用してくれるんだと思っています。考えています。

それで、大規模盛土造成地の調査結果や液状化マップ、先ほどの大規模も含めて、安全で安心なまちづくりの基本だと思うんですが、もう皆さん午前中からニュースを見ていると思うんですが、静岡県浜松市がこの大雨であのまちが3万人以上を超える避難勧告を出している。もういつ来るかわからない。そして昨年も私は質問しましたが、台風3個来ました。大変なことになりました。

ということで、これ例えばほかの土砂災害や洪水などの情報も重ねて閲覧する、または報告する、活用する、しなきゃもうだめだと思っています。それで、先ほど言ったとおり、じゃあどうやって避難するんだ、道路ぐちゃぐちゃになっているの。ということで、避難計画や防災計画にも役立てなきゃならないんです。だから今後、私はセット主義だとは言いません。こっちがやっていてこっちがやっていないのはけしからんと言う気はないんです。現実はあるんだけど。ただ、今後、他部局との連携を図ることも絶対に必要だと思います。そこで建設部の考えを、水道局の割にはおけていると嫌みを言いますので、建設部の考えをお聞きしたいと思います。

○（建設）近藤主幹

今、中村誠吾委員がおっしゃったように、大規模盛土造成地の調査結果や液状化マップその他のハザードマップ等と一緒に公開することにより、災害の予防や災害応急対策等に活用できるほか、公共施設の工事などを行う場合の施行方法の検討などにも活用できるため、これらの調査を行った際には、他部局との連携や情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

本当によろしくお願いします。技術の集団の皆さんのお力をかりないとどうにもなりませんので、このことについてはお願いをしておきます。

私、最後と言っていたんですけども、実は気になっておりまして、仕事の仕方として。建設部と水道局の職員の皆さん一つだけお願いしておきたいことがあるんです。委員長にとめられるかな。先般私は一般質問で市長とのやりとりをさせていただいたときに、あることで市長が仮定の話には答えられないということを行ったんです。それで、それでは本日の私の質問、これはある意味で仮定なんですよ。それは防災は災害が出るかもしれないから、それで損害も出るかもしれないから、その可能性を規定して皆さん仕事していますよね。そのために仕事をしているんですよ。ですから、そのために準備するということは、無駄なことでも何でもなし、重要な件だと思うんです。やるべき仕事だと思っています。

だから仮定だとかという考えでなくて、しつこいようなんですけども、その準備の万全を期していただくということでは、皆さんの仕事、多くは徒労に終わってほしいんですが、そういうことで最後お願いしてまいりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎陳情第 20 号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について

まず、陳情について、確認をさせていただきます。

午前中視察してきましたけども、いろいろ説明を受けてわかりました。陳情の 1・2・4 については、NEXC
○関連で協議及び検討中というお話を伺いましたので、これについては省きます。

先ほども質問を受けていましたけど、3 項目めの 3 世帯の上下水道の整備、それから 6 世帯の下水道の整備について伺いたいと思います。

水道局として、これについて現状どういう判断をされているのか、お答えください。

○（水道）管路維持課長

先ほどもお答えをさせていただいているんですが、上下水道を要望している 3 世帯、それと下水道計画を要望している 6 世帯につきましては、現状ではそれぞれ給水区域から外れていたり、下水道の処理区域から外れている部分、それと、下水道の処理区域ではあるんですが、地形的な問題で整備がされていないという状況です。

現状、現地は私も何回か見ているんですが、もし整備するとしたら、今後調査をしていくんですが、いろいろな条件なりが必要になってくるのかとは思っております。

○高橋（克幸）委員

これは後日報告になると思うんですが、報告いただきたいのは、こういう案で検討した、これはハードルがこれだけ高い、なので今はできないとか困難とか、これは可能だとか、いろいろな案を出して、検討した内容を報告いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（水道）管路維持課長

その件については当然私どもで今調査をして、可能、不可能も含めて報告をしていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

よろしく申し上げます。

◎地籍調査について

次に、地籍調査について伺います。

まず、地籍調査とは何か、簡単に結構です、概略を説明してください。

○（建設）用地管理課長

ただいまの地籍調査の概略につきまして回答いたしますが、地籍調査というのは、土地一筆ごとの面積や座標等の確定、市域、土地境界をめぐるトラブルの未然防止を図るものを目的としてやっている作業でございます。

○高橋（克幸）委員

地籍調査については、私も建設常任委員会が長いものですから、以前からずっと推進という立場で議論させていただいてきました。開始年度は、たしか平成 26 年だったと思いますが、平成 26 年から現在までの進捗状況を簡単に結構です。教えてください。

○（建設）用地管理課長

本市における実施状況につきましては、住吉町、住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目で、測量及び現地調査などを実施しております。

○高橋（克幸）委員

調査内容ですけども、もう少し詳しく聞きたいんですが、官民境界を先に行って、その中を一筆ずつ、たしかや

っていくという説明を前に受けたことがあるんですが、その辺の説明について再度お願いします。

○（建設）用地管理課長

国の基本調査をもとに住吉町で一筆地測量を行う前の測量と筆界案の作成や境界仮くいの設置を行う復元測量、土地所有者等の立ち会いのもと調査確認する現地調査を実施しております。

また住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目で、一筆地測量を行う前の測量と筆界案の作成を実施している状況でございます。

○高橋（克幸）委員

それで懸念する点は、住吉町近辺は小樽のまちができてから非常に古くから栄えているまちで、法務局の地籍図なんか見ると、物すごい古い手書きのものが残っているわけですね。当然今機械の精度が高いですから、光波でやっているんでしょから。そうすると、どうしても誤差が出てくると。これについては、どのような対応をされているのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

今の高橋委員の質問にお答えしますが、やはり測量の機械の精度とか、そういうものがいろいろと今、昔の大正時代の図面から、今地籍調査を行うに当たって、当然その住吉町地区におきましては、土地所有者の土地に対する権利意識が当然強く、調査がうまく進まないこと等ございまして、地籍調査に対する理解の不足等により、地籍調査における土地所有者の協力が今後得ることが難しくなっていくことが想定されている中……。

○（建設）安田次長

調査のいろいろな部分の中で実際行っていることとお話をしたいと思います。

昔から、あの地域が使われてきたということもありまして、石の境界も数点入っている。またその境界をあらわすことがなくても、石垣があそこは斜めになっていますので、既存の石垣だとか、そういう部分を含めて、数学的に詳しい測量と、そういう昔からの地形を利用して判断をさせていただいています。

その中で、全体のトータルが先ほど御説明したように、国で外側の位置を確定ということぐるっと回しています。それを分割する形、国の測量を分割する形で今のように地形だとか、積表をもとに、その積表については、そのずれをなるべく少なくするような形で、そしてなおかつ一筆一筆が面積が余り変わらないような形の部分を測量であわせながらやっていく。それで先ほど申し上げたようないろいろな測量をやり、また地権者と会いながら、今の制度を進めているということでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、平成 26 年から今日まで実施してきて、問題と課題はどういうふうにあるのか、それについてお知らせください。

○（建設）用地管理課長

課題と問題についてですが、現在課題として考えることにつきましては、全国的に地籍調査を実施する市町村がふえてきていることから、負担金、いわゆる補助金の配分が減少傾向にあります。また、先ほど重複しますが、市町村が地籍調査を進めるための基礎データとなる都市部官民境界基本調査ですが、国が実施するものであり、これが今後いつまで続くか不確定で、本市の負担が生じる可能性がございます。この点を考慮しながら、調査を実施してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

今後の予定されている大まかなスケジュール、結構先まで見ていると思うんですが、それについてお知らせください。

○（建設）用地管理課長

ことしの予定と今後のスケジュールということで回答させていただきます。

今年度は住吉町において測量及び原図作成して、完成する予定でございます。また、平成 30 年度以降につきまし

ては、住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目、堺町、相生町等を含む 9 区域で順次調査を実施していく予定でございます。

○高橋（克幸）委員

引き続きよろしく願いいたします。

◎小樽市既存借上住宅について

次に報告を聞いて何点か質問させていただきます。既存借上住宅について、先ほど報告がありました。まず問い合わせの件数と、公募の件数を再度お願いいたします。

○（建設）越智主幹

問い合わせが 9 件あったということで先ほどお話させていただきましたけれども、その内容ということですが、1 棟当たりでの借上げの戸数の関係ですとか、募集のエリアの関係、それから 1 戸当たりの床面積の関係、それから、建物の建てた年数の関係ですね。それが要件に合うかどうかという、そういったところが主なものになっていました。

○高橋（克幸）委員

それで応募件数が 1 件ということでしたね。これ何戸ですか。

○（建設）越智主幹

1 棟で 4 戸でございます。

○高橋（克幸）委員

今年度の予算に 480 万円ということで載っているわけですが、以前の説明ですと、10 戸程度ということでしたが、それを 3 年間予定しているということでしたけれども、この数字の 10 戸の根拠ですね。それをお示してください。

○（建設）越智主幹

この 10 戸の考え方、3 年間で 30 戸ということで御説明させていただいていたんですけども、これは平成 21 年度に策定しました公共賃貸住宅の長寿化計画という、そういったものがありまして、その全体の管理戸数の中で実施するというので考えてきたということなんですけれども、その 30 戸につきましては、当時オタモイの 5 号棟というものが予定しておりました。それが 3 号棟、4 号棟ができた段階で、オタモイ地区の住みかえがほぼ完了したということで、建設が中止になったということで御報告、これもさせていただいているんですけども。その 30 戸の分につきましては、それを平成 31 年、これは現行計画の最終年度なんですけれども、それまでの 3 年間で割り返して 10 戸ということで考えるという形でございます。

○高橋（克幸）委員

そうしますと、ことし 4 戸でしたけれども、次は募集しないという、予算特別委員会でお答えになっていたかと思うんですが、そうすると、今年度の募集の数をふやすということになるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

これは予算の実際の予算づけの中のお話になってくるとは思うんですけども、もし可能であればふやせる形でいければいいのかと思っていますけれども、これは今後検討させていただいた中で、予算の協議の中でまた改めて要望、要求していきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

せっかく予定しているわけですから、戸数は減らしてほしくないと思っています。

この制度をスタートするに当たって、以前私はこの議論の中で、不動産団体もしくは関係団体とよく協議してほしいと。情報はこっちはかないわけですから。ですから、そういうことを申し上げましたけれども、建設部としては、これまで事業をスタートするまでに何回打ち合わせ、協議をされたのでしょうか。

○（建設）越智主幹

関係団体ということで、アパート業協同組合と、あと宅地建物取引業協会の小樽支部というところで、それぞれ

数回、2回ないしは3回、昨年5月くらいからスタートしてはいますが、情報提供と、あと意見交換を行ってきたところです。

○高橋（克幸）委員

そのときに市が想定している、前、説明にありましたワンフロア全部あいてなきゃだめだ、縦に全部あいてなきゃだめだという、きれいにそういうふう空き家になっているマンション・アパートというのは、なかなかないんだということで、実は、私、業界の方と、不動産業の方とお話をしながら伺いました。何社か伺いましたけれども、共通認識なんですね。そういう話は出なかったでしょうか。

○（建設）越智主幹

確かに物件はあるとはお伺いしました。ただ、例えば、今、委員がおっしゃられるように、そういう形であいてるところというのは、なかなか難しいかもしれないということはお話としては伺っていました。ただ、募集する時期を3月くらいからということで、ちょうどあいている時期、住民の移動があるという時期ということにして設定いたしまして、説明もしてきた中で、これは本当に民間のあいているところということなものですから、こちらからどうこうということもなかなか言えないものですから、何とかということで、お話しすればということで御協力いただけないかということでお話をさせていただいたという経過がございます。

○高橋（克幸）委員

それで、ことはもう募集しないわけですから、来年度に向けて、その辺の協議は、打ち合わせは、情報交換を、もっと具体的に密にやっていただきたいと思うんです。せっかくの制度を立ち上げたわけですから、ですから、できるだけ多くの、なるべく中心市街地で、市営住宅として既存住宅が活用されれば大変すばらしいことですから。

ただ、せっかく30戸と想定をしておきながら、ふたを開けたら10戸しかなかったというのでは、やった意味が半減してしまいますので、その辺はことしから来年にかけて具体的に、もう少し、先ほど言った情報交換をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

委員のおっしゃるとおりだと思っております、説明会等々やった中でのこれからのそういう情報交換、そういう情報提供とか意見交換、そういったことを含めていろいろお願ひしたいということで、こちらからもお願ひしているところです。これからも密にやっていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

前にも議論しましたけれども、私は既存だけでは、恐らく絶対数がとれないだろうと認識をしております。新築の借上げ制度も視野に入れるべきではないかと思っています。

先ほどもお話ししましたがけれども、今の小樽の状況を見ると、さっき言ったように、きれいにワンフロアあいているようなところはなくて、小樽市が想定している市として借上げられるような状況のマンション・アパートは非常に少ないということを考えれば、最終的に戸数を30、上なのか下なのかわかりませんが、補完する意味でも今後の考え方として、新築借上げをぜひとも検討すべきではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

新築の今お話がございましたけれども、先ほどもお話を少しさせていただきました長寿化計画というものがありまして、その中で想定される管理戸数という部分の話が出てきます。今の計画というのが31年度で終わるという形になっておりまして、借上げそのものもそうなんですけれども、今後、小樽市として市営住宅の管理戸数等々含めてどういうふうにしていくのかということが大きな問題として出てくると思っておりまして、それが31年度の計画策定に向けて、改めて借上げ、新築も既存も含めての話、議題になるのかとは思っているんですけども、そ

ういった中で話し合いがされた中で決定されていくといったら変ですけども、どういう考えになるのかということが決められていくというような形になるのかと思っております。

○高橋（克幸）委員

今、長寿命化計画のお話が出ましたので、管理戸数を伺いたいと思いますけれども、計画当初と現在と比較して、管理戸数と入居可能な戸数それぞれお答えください。

○（建設）越智主幹

計画を策定した時点、計画に載っているのが平成 22 年の 2 月時点の管理戸数でございますけれども、それが 3,426 戸、その時点で入居していた世帯数が 2,780 戸ということになっておりました。それで現時点なんですけれども、29 年の 3 月末時点での管理戸数は 3,143 戸、ただ、今回、条例提案させていただいておりますオタモイ C の用途廃止した後になりますと、これが 3,077 戸になります。それで、今、入居できる住宅の戸数なんですけれども、それが、いわゆる政策空き家というものがあまして、それが引かれますと 2,762 戸になります。それが実際に入居可能な戸数に、入居されている方の戸数が 2,497 戸となっております。

○高橋（克幸）委員

管理戸数が物すごく減っているんですね。私が議員になってすぐの平成 11 年、記憶ではたしか 4,000 戸台ということをお記憶しております。小樽のまちが人口減少で、どんどん人が減っていく、人口が減っていくという中で、じゃあ、小樽市の市営住宅をどう考えるかというのが非常に大事な観点なんです。

私は、直接、市が新築する方法と、三つあるんですね、それと新築の借り上げと既存の借り上げ。以前、データを出していただきましたけれども、それぞれ一長一短があります。今後については、バランスを考えながら、しかも収支を考えながらやっていかなきゃならないという、非常に難しい今後の計画づくりになると思うんです。今から具体的にという話はなかなか難しいでしょうけれども、この人口減少が続く小樽市にとっての市営住宅の考え方については、どのように考えておられますか。

○（建設）松木次長

市営住宅の今後のあり方という御質問だと思いますけれども、市営住宅は基本的には住宅のセーフティネットということで本来目的を持ってございます。ただ、今、委員がおっしゃったように、少子高齢化また人口減少という、そういった社会現象の中で、実際には町場は空き家がふえている。また、実際に市営住宅の応募状況を見ても、やはり便利のいいところというのは非常に倍率が高いという、ただ、ほかの場所についてはそうでもない。いわゆる量的な不足感というのはやはりない、それほどないんだろうという実感をしています。ただ、そういった意味で、管理戸数は今 3,200 くらいありますけれども、それはこの社会現象の中でふやしていくという方向ではないだろうと。やはり適正にやっていく、減らしていくということなんですけれども、適正な方向に持っていくのが本来の姿ではないかと思っております。

また一方で、今おっしゃってましたまちづくりの中のまちなか居住の問題でございますけれども、やはりまちづくりは今後はコンパクトなまちをつくっていかなくちゃいけないという中で、まちなか居住というのは一つの大事なキーワードであるし、また、私どもも推進していかなくちゃいけないということの中で、先ほどお話がありましたように、整備手法の一つとして、やはり民間活力の一つとして、借り上げ住宅、これは北海道でも初めての制度でございますけれども、若干募集は少なかったんですけども、来年はこれはいろいろ手直しをしてやっていきたいと思っておりますけれども、既存の借り上げ住宅制度、それからまた、もう一つあります新築の借り上げ制度、こういったものも民間活力を使った中のまちなか居住の一つの整備手法ではと認識はしてございます。

今後、市営住宅も非常に古い、30 年もたっているものがほとんどですので、そういったものを建てかえというのは当然必要になってくる部分ですけども、そういった中で総合的に判断して、市内の市営住宅の再編ということが的確かどうかはあれですけども、そういったものの中で的確に効率よく、どうやっていけばいいのかというこ

とを、今後策定します長寿命化、都市マス、それから総合計画を含めて検討してまいりたいと考えています。

○高橋（克幸）委員

松木次長の意見と同感です。コンパクトシティ化は小樽市にとって非常に大事だと思います。ですから、新築の借り上げ制度もぜひ検討すべきだということです。

それで、長寿命化計画、31 年度の計画になりますから、極端に言えば来年度からもうやっていかないと間に合わないわけです。これはどういう体制でつくっていくのでしょうか。

○（建設）松木次長

現在あります小樽市長寿命化計画は、当然これは平成 31 年度まで、平成 22 年から平成 31 年度までの計画ということになってございます。ということは 32 年度には改定を出さなきゃいけないという話になりますので、それに向けて、29 年度、ことし、30 年度から準備作業に入っていくという話になりますと、当然、体制の問題、人員の問題ということもありますので、それまでにきちんと体制を整えてやっていきたいと考えています。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、これは非常に大事な問題なので、今後また議論をさせていただきたいと思います。

◎小樽市簡易水道事業の経営戦略等について

次に、報告の 2 の水道局です。簡易水道の報告がありました。先ほど説明がありました窓口、主体は総務部なんだというお話でしたので、改めて議論できないかとは思っているんですが、ただ、共通認識できちんと数字を押さえてやっていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っておりますけれども、まず、簡易水道事業の利用している企業数、予定も入れて全体で何社あるのか、そのうち利用している業者数は幾らなのか、それから、地下水利用組合で利用している企業は何社なのか、それぞれお答えください。

○（水道）安田主幹

ただいま、委員からの質問にありました簡易水道の利用企業数、こちらは全体で 49 社でございます。それに対して地下水利用組合企業数、これは今の 49 社とダブリまして、そのうちの 7 社が地下水を利用しているということで、こちらで押さえております。

○高橋（克幸）委員

それで、前の議論で、地下水利用組合の業者の使用している立方メートル数、トン数、これはかなり大きいと伺っていますけれども、全体の計画量は幾らなのか、実際に利用されているそれぞれ数量合計は幾らなのか、地下水利用組合が地下水を利用している量、トン数は幾らなのか、それぞれお願いします。

○（水道）安田主幹

合計でというところで、簡易水道の有収水量と、あと地下水の使用量、これを合計しますと、まず、51 万 94 立方メートル、その内訳としまして、簡易水道の有収水量になりますけれども、14 万 4,927 立方メートル、もう一つの内訳として地下水の使用量なんですけれども、36 万 5,167 立方メートルであります。いずれも 28 年度の実績データであります。

○高橋（克幸）委員

全体の約 7 割になるわけですね。それが今、非常に大きな問題で、収入として入ってこないということなんでしょうけれども、私は問題は大きく二つあると思っているんですが、一つは、この地下水利用組合からの切りかえがどう進んでいくのかというのが一つ。それから、もう一つは、今、市の単費で補填している 1 億円近くのお金をどうするのかという 2 点だと思うんですが、これは主体的には総務だと言われると、なかなか答えづらいと思うんですが、答えられる範囲で結構です。どのように考えているのかお答えください。

○（水道）安田主幹

今、委員からの御質問は 2 点あったと思います。一つは地下水利用組合、大量の水を使っている利用組合が切り

かえがどのようになっているかということ、あと、今後どうしていくのか、1 億円近い一般会計からの繰入金があるといったものをどうしていくかという 2 点だったと思いますけれども、まず最初に、地下水利用組合との協議なんですけれども、これについては、北海道が主体となって協議を行っている。総務部企画政策室もまだ利用組合と直接的な話し合いはしていない。あくまでも総務部は北海道に対して、そういった地下水利用組合に簡易水道に切りかえるように要請をしているというところで聞いております。

北海道では、どのような行動をとっていたかということで、平成 26 年から 28 年度において、毎年、道組合企業の個々に企業訪問を行って、企業の経営状態などをヒアリングし、地下水や上水の利用状況を聞いた上で、簡易水道転換の話の切り出しているというところで聞いております。これまでは簡易水道の転換については、使用料金の価格の差が大きいという話が出ているということでも北海道からは聞いているところであります。

また、そのほかに、個別の企業訪問のほかなんですけれども、北海道からは文書にて組合長及び各構成企業、構成企業で地下水を使っている企業なんですけれども、これに対して、上水道の利用について配慮するような要請文書を出しているというところで聞いております。これが 1 点目の地下水利用組合との協議関係です。

2 点目なんですけれども、今後をどう考えているかということについてなんですけれども、これは先ほど委員がおっしゃられたように、総務部企画政策室ですっきり行うことになりまして、まず、対北海道に対して、石狩西部広域水道企業団でございますけれども、そちらで 2 期創設事業工事を今後始めるんですけれども、そのときに費用負担が構成団体である小樽市にもかかわってくると。その費用に関して費用負担を全額北海道で支出するよう、これは要請を続けていくという方向性で、北海道に対しては要請していきます。

そのほか、積極的な企業誘致、これまでも北海道はしているんですけれども、小樽市域へ企業立地の促進の強化を強く働きかけていくという、そういう要請活動も行っています。また、さらに、先ほどの話とかぶるんですけれども、地下水利用から簡易水道利用への転換は、またこれまでどおり要請していくというところで聞いております。

これが対北海道に対してなんですけれども、本市としてどうしていくかということについては、庁内会議なんですけれども、石狩湾新港地域利用促進庁内検討会議というのが、このほど開かれまして、今後の収支改善方策を部をまたいでそれらについて話し合っているということで、まだ 1 回目なんですけれども、そういったことで動き出しました。収支改善という中では、どういう具体施策なのかということ、企業誘致をどう進めていくのか、あるいは本体である簡易水道の利用促進が見込まれるような料金体系の見直し等をこの会議の中で話し合っているということで進めています。

あと、最後に、長くて申しわけないんですけれども、対石狩西部広域水道企業団に対してなんですけれども、先ほど申しました企業団の 2 期創設事業にかかわる受水予定水量の報告を現在求められているところなんです。それで、それに対する回答としては、これまでの水量というのは過大な水量で提出していた面もありますので、収支不足に陥っている点もありますので、今回を機に過度な財政負担とならないように必要最小限の水量を見込むよう、そのような考え方で提出に当たっていきいたいということで考えております。これに関しては、秋ごろに予定水量を求められるというところで聞いております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、総務部の主体でやるんでしょうから、また、総務部と打ち合わせさせていただきます。

◎上下水道施設の耐震化について

次に、上下水道施設の耐震化について何点か質問いたします。

前回もこの質問をして、ペーパーも出していただきました。まず、確認をしたいのは、現上下水道ビジョンの 41 ページにあります水道施設の耐震化、それから下水道施設の耐震化という項目がありますけれども、それぞれ「水道耐震化計画、それから下水道施設耐震化計画を策定し」ということが書いてあります。これについては計画があるのでしょいか。

○（水道）整備推進課長

下水道の耐震化計画でございますが、まだ、実際のところ策定はしておりません。理由的には、平成 23 年、東日本大震災、それを受けまして、平成 26、27 年で耐震化に関する指針の改定がございました。28 年 3 月に北海道で地震被害想定公表があったと。さらに、29 年の、ことしの 2 月に津波浸水想定があったと。そういった形でいろいろと考え方が変わってきていることがございまして、今回のビジョン策定にあわせて下水道の耐震化計画に関しては、それを踏まえて策定していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

それで再度確認しますけれども、上水道・下水道の施設と、それから管のそれぞれの耐震化率、ビジョンと比較してどうなっているのか、それぞれ再度お答えいただきたいと思えます。

○（水道）整備推進課長

まず、私から下水道の施設、浄水場とか、あと配水池ですか、それとあと、下水道の処理場、ポンプ場などの施設について御説明させていただきます。

浄水場の施設に関しては、ビジョンで 30 年度目標 11 カ所ということで、平成 28 年度末現在で 5 カ所の耐震化は実施しておりまして、パーセンテージは 45.5%と。上水道施設に関しては 45.5%となっております。

下水道施設につきましては、上下水道ビジョンの 30 年度目標が 8 カ所ございまして、現在のところ 28 年度末現在で 5 カ所の耐震化を実施しておりまして、割合といたしましては 62.5%となっております。

○（水道）管路維持課長

管路について、私からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、上水道の管路についてですけれども、主に配水管についてお答えをしたいと思えます。配水管の平成 30 年のビジョンの目標が 35.254 キロメートルにしておりまして、平成 28 年度末で、先ほど言った 32.652 キロメートルを実施しております。率にいたしまして 92.6%を終えているところです。

下水道の管路、特に汚水管についてですけれども、これについてはビジョンの中に数値目標がありませんので、割合についてはお答えをすることができません。

○高橋（克幸）委員

時間がないようなので、続きはまた次回に。ここから脂っこくなるので。

◎除雪について

3 に除雪について伺いたいと思えます。

まず、懸念している点、入札の問題です。平成 29 年、30 年度の小樽市競争入札参加資格審査申請の変更がありました。これはペーパーが出ていましたけれども、この目的は何だったのか教えてください。道路除雪等業務の登録要件の変更についてです。この目的を教えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

道路除雪等業務、ことしの 4 月 1 日から登録要件を変更してございますけれども、これの主な目的といたしましては、これまで建設業の許可の業者を対象としていたものから、より多くの業者の皆様に参加していただけるような形で道路除雪等業務の登録要件を変更したものでございます。

○高橋（克幸）委員

拡大のためですね。

これは誰の指示で拡大ということになったのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

かねがね地域総合除雪業務に多くの業者の皆様に参加していただきたいということを建設部で考えておりまして、そのことについては議会議論の中でも答弁しておりますので、これについては原部の中で考えたものでござい

ます。

○高橋（克幸）委員

正直に言えばいいでしょう、市長だって。市長は本会議で答弁しているんだから。4社出ないとだめだ、だめだと言って。

それで、変更の内容について、簡単で結構です、こういうところから、変更前はこうで、変更後はこうなんだということをお知らせください。

○（建設）雪対策第1課長

変更前でございますけれども、先ほどの答弁と重複しますが、建設業の許可、その中で土木、建築、管、舗装のいずれかの建設業の許可を持っている業者が道路除雪等業務の対象業者でございました。これを建設業の許可要件を撤廃いたしまして、大きな柱としまして、三つの要件を課しております。一つといたしましては除雪機械を保有していること、2番目としましては除雪業務を履行する能力があること、3番目は施工及び工程管理や成果品等の資料作成能力があること、これらの能力であったり、機械の保有があれば、建設業の許可にかかわらず登録ができるというような形で変更しております。

○高橋（克幸）委員

それで、実際どうだったのかということをお聞きしますが、平成27年、28年のときの登録件数、それから、今回変更になった29年、30年との比較では、どういうふうになったのか、それぞれの件数と内容をお示してください。

○（建設）雪対策第1課長

ことしの4月から道路除雪等業務の登録要件を変更しております。変更前の昨年度は登録数が39社でございました。現状といたしましては6月1日現在でございますが、35社ということで、4社減となっております。

○高橋（克幸）委員

34社でないの、35社。1社ふえたんだ。

その内訳、申請なしは何件なのか、新規は幾らなのか、廃業は幾らなのか、それぞれ増減があると思いますから、増は幾ら、減はこれですということをお内訳を教えてください。

○（建設）雪対策第1課長

6月1日現在で4社減でございます。この4社減というのは、2社増の6社減という形になっております。2社増に関しましては、新規2社、6社減のうち1社が廃業で、5社に関しては申請がなかったということでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、新規は、資料を出していただきましたけれども、新規2件は札幌なんです、これね。実質的にふえていないんですよ、減っているんですね。39から35ですか。昨年は39社あったうち、結局手を挙げたのは27社しかいなかったと。7ステーションあって、4社だと28だから足りないんで3社以上にしたという、そういう結論でしたよね。

私が懸念しているのは、拡大路線で変更までしてやってきているのに、登録業者は減っているわけです。登録の拡大の考え方というのが、例えば理解しないでやってしまったんじゃないかと私は思うんですが、どういうふうに判断していますか。

○（建設）雪対策第1課長

現在で4月1日からの登録要件の変更で業者数の拡大を目的として変更を行ったのが、拡大していないという状況については、今のところ想定外でございますけれども、今後においては、まだ登録というのは随時しておりますので、周知等を行いながら拡大を目指していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

課長、簡単に言うけれども、なかなかできないですよ、この変更項目内容を見たら。拡大できるだろうと想定していた業態、業界というのは、どういうところを考えていましたか。

○（建設）雪対策第 1 課長

拡大を考えていたというのは、もちろん、当然、従来に引き続き建設業の許可を持っている業者の皆様には参加していただきたいと考えた上で、それ以外の建設業以外の業種、除雪機械を持ってふだん除雪をしている、民間等の作業をしていて、建設業の許可は持っていないけれども、そういうような業者、除雪ができる業者について入っていただきたいと考えておまして、他都市の例ですと、調べたところ、トラック運送会社や警備会社などが他都市では、そういうような形で登録で入ってきたという事例は押さえております。

○高橋（克幸）委員

ですから、拡大の要件変更というのは、実態に合っていないと思いませんか。課長はどう考えますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今回、登録数、39 社から現在 35 社に減った中で、その中で申請なしの 5 社というのは、これは建設業、今まで申請していただいていた業者の皆さんが申請していなかったということなんですけれども、この 5 社につきましては、過去 5 年、地域総合除雪業務では構成員として参加していない企業であったものですから、登録の要件の変更にあわせて登録することを取りやめたのかというような形で考えておりますが、いずれにいたしましても、目的といたしましては、今まで登録していただいた業者の皆様には引き続きしていただきたいということと、さらに、建設業以外の皆様にも参加していただきたいということでございますので、これに関しましては、先ほども答弁しましたが、周知等を図って何とか増加に向けて努めてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、まだ途中経過ですから、結果が出たわけではないので、これ以上はやりませんけれども、私は、実態をよく把握していない、そういう拡大の変更だったと思いますよ。責任あるそういう業者を選ばなきゃならないわけですから、これを見たって、経験、除雪業務の実績があるとか、施工管理がある人間となったら、結局は建設業者しかいないんですよ。だから拡大なんてできないんですって。これ要件を外したら全然責任はなくなりますからね。私は、そこが問題でないかと思っているんです。

市長が理想としている 4 社、1 ステーション 4 社以上というのは、なかなかハードルが高いと思いますよ。ですから、私は下請から入ってもらって、実績を積んでというのを提案しているんですけど、市長は全くそういうのを聞く耳を持たないみたいですね。そういう面では非常に残念です。いずれにしても、結果が出た段階でまた議論させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、私は、第 2 回定例会で小樽建設事業協会から要望書が出ているということで議論しました。2 通、年度がかわって出てきているわけです。まず、この要望書については、建設部長は認識をされていますか。

○建設部長

4 月に事業協会にお邪魔させていただきまして、御挨拶も兼ねてお話ししてきたときに、やはり事業協会からは、制度の見直しがある場合には、なるべく事前にそういうお話といたしますか、協議といたしますか、そういった場を何とかお願ひをしたいという部分は聞いております。

○高橋（克幸）委員

それを前提で伺います。

昨年の 4 月、要は除雪が終わって、除雪をやられた J V の業者の方々と意見交換をしていると思いますが、これは何月何日ですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

一昨年度の地域総合除雪業者との意見交換会、昨年度行っておりますが、これに関しましては平成 28 年 4 月 22 日に行っております。

○高橋（克幸）委員

消防庁舎でやっているんですね。昨年の除雪が終わって、その総括的な意見交換です。今年度というか、ことし 29 年、この意見交換会は実施されておりますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今年度においては、今のところ実施しておりません。

市といたしましては、平成 28 年度の除排雪の検証を行い、その状況を市の中で把握した上で、道路除雪等業務の登録業者の皆様へ地域総合除雪の参加意向であったり、意見等を聴取することのほうが除排雪業務の改善に向け有効であると考えて、今のところ開催はしておりません。

○高橋（克幸）委員

課長の答弁、わかりません。何で意見交換しなかったんですかと聞いているんですよ。その理由を教えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

意見交換をしなかったのは、まず、平成 28 年度の除排雪の検証を、本日御説明いたしました。これらの検証を行って、市の中で平成 28 年度についてどうだったかということを確認した上で、その上で道路除雪等業務の業者の皆様と地域総合除雪への参加意向や意見等の交換を行うことのほうが、より除排雪業務の改善に向けて有効であると考え、これまで行っておりません。

○高橋（克幸）委員

それはおかしいです、課長、答弁が。別々でしょう。ただ聞けばいいわけでしょう。何でそれできないんですか。私は非常に業者から不信感をまた募られると思いますよ。昨年やっていた何でことしはできないんだろうかということになるじゃないですか。私は、その姿勢には問題があると思います。

建設部長に最後に聞きますけれども、小樽建設事業協会から要望が 2 回出ています。信頼関係を損なわれたとまで言っているんです。前の部長にもお聞きしましたが、じゃあ信頼関係を回復するのにどうするんだということが大事だと思うんです。ですから、部長が新しくなりましたので、その点について部長の見解をお伺いいたします。

○建設部長

この間、先ほどもお話ししましたが、小樽建設事業協会に話をしに行ったときに話をした中でも、やはり、小樽建設事業協会からもそういった要請がありましたので、冬季の除雪の体制というのは、行政が中心となって、事業者にも協力いただいて、市民の理解と協力のもとで成り立っているものだと認識しておりますし、実際にやはり、現在、毎年こうやって制度自体を見直しをすることが業者に対しても、なかなか戸惑いといいますか、いろいろ事業をやるに当たって心配をさせているのかというのは考えております。

ですから、実際に我々が、今直営でやっているわけではないので、総合除雪という枠の中でやっていく中では、事業者にも今の我々の見直しなども理解をしてもらわないといけないですし、業者は現場に行っていますので、現場の中でもいろいろなものとかという情報はたくさん事業者が持っていますので、そういったものの中で、さらに除雪体制の見直しといったものをやっついていかないといけないのかと考えております。

実際に、私も建設部は初めてだったんですけれども、記憶があるのが、私が財政部にいたときに、平成 17 年のときに、大雪、あのときがすごく私は印象があって、あのときが大体 13 億円の除雪費で、当初予算を組むときに財政で 8 億円か 9 億円あたりで、たしか予算を組んでいたんですけれども、この間、初めて聞いたときに、26 年度は 17

億円というのを経費を言ってきて、信じられなかったんですよ。逆に言えば倍以上になっていると。

先ほど質問の中でいろいろ出ていたんですけれども、いろいろと統計を見ますと、どっちかという、降雪量より、やはり積雪深の影響がすごく大きいのかというのを見て感じております。ただ、それだけでも経費が高くなり過ぎています。これというのは、確かに今、交付金がある程度前と違って入っているというのは聞いたんですけれども、ただ、小樽市の財政のことを考えると、今は大体 13 億くらいになっていますけれども、それでも大雪のとき、この 10 年間で一番積雪量も多くて降雪量も多い、その平成 17 年度、それと比べて変わらない経費がかかっているということは、この中の見直しをどういうふうにやっつけていかなければいけないのかという部分は、行政だけではできないのかと思っております。

ですから、業者の協力もいただきながら、市民の理解をいただかないとできないのかなと思っておりますので、そういった意味では、そういった限られた財源の中で、いかにいい除雪をやっていくのかという部分は、そういったいろいろお互い持っている情報なりを交換しながら協力していかないと、なかなか達成はできないのかと思っておりますので、できれば私としては、そういった事業者の声も聞く必要はあるのかと考えておりますので、どういう場になるかわかりませんが、そういう場は必要かと考えております。

○高橋（克幸）委員

建設部長の答弁も私の質問には答えていないと思います。私は、信頼関係が損なわれたんだから、信頼回復をどういうふうにするんですかと聞いたんです。

○建設部長

やはり信頼回復のためには、そういった場を持ってお話を聞いていくしかないのかと思っております。ただ聞くだけではなくて、我々としても強く見直しをしていかないといけないところもありますし、ただ、さっき言った事業者は事業者で現場に行っていますので、現場のことはよくわかっていますので、どういった見直しができるかという意見とか考えを持っていますので、そういったところをあわせながら、今後継続的に除雪体制というのは継続していかないといけないので、そういった中で信頼を回復していく必要があるんじゃないかと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。石田委員に移します。

○石田委員

今ほど、信頼関係が云々というので終わったようですけれども、これって小樽市としても、業者の方に「こういうふうを除雪してください」、それから、業者も小樽市に、「こういうふうにさせてください」と、いろいろあると思うんです。でも、そういう中のスムーズなやりとりができてくれば、多分、その信頼関係というのが復活してくるのかと、私は思いますけれども。

私が今これから質問しようとするのが、本当に信頼関係どころか、もう業者が反抗しているんじゃないかと思うくらいの内容をこれから質問しようかというところなので、始めたいと思いますけれども。

◎除雪について

本会議でも質問しましたがけれども、ロータリー除雪車の活用が、いま一つ徹底されていないということでもあります。ロータリー除雪車は、排雪のときに使うものという概念がどうも強いように思われます。そんな中でも、第 3 ステーション、第 4 ステーションのように、きちんとやっている J V、そしてそうでない J V、また、一つの J V の中でもちゃんとしている業者とそうでない業者と、これがあるのも、私は大変な問題だと思います。

それでは、除雪をちゃんとやるというのは、どういうことなんでしょうか。これは何度も答弁をいただいておりますが、まずはかき分け除雪、そして置き雪処理も含めた拡幅除雪、これを繰り返した後、道路両脇の雪山が限界に達したときに初めて排雪処理という、この手順であります。

ところが、だめな J V や業者は、決まって次のことが言えます。かき分け除雪、拡幅除雪、これらがふだんの除雪というか、日常の除雪業務でありますけれども、これが大変手抜きであるという私のパトロールの結果であります。しかも、こういう業者ほどすぐに排雪ばかりを主張するとも聞いております。

こういうことを踏まえた上で幾つか質問をさせていただきますが、第 2 種路線の出動基準が変わりました。15 センチメートルから 10 センチメートル、ふだん 10 センチメートル降っても入っていないところもいっぱいありましたけれども、万が一、7 センチメートル、三日間続けて降ったら合計 21 センチメートルなんですけれども、こういう場合って入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

第 2 種路線の除雪に関する御質問でございましたが、除雪第 2 種路線の除雪車の出動基準は 10 センチメートル以上の降雪が見込まれ、除雪作業が必要なときとしております。今回、委員から質問がありましたのは、一日の降雪量が 10 センチメートル未満であった日が連続した場合ということですが、結果として一日の降雪量、今回 7 センチメートルという設定でございましたけれども、これが予想の段階で、当然、出動する前は予想でしか出動できませんので、予想の段階で 10 センチメートル以上の雪が降ると予想した場合に関しましては出動しております。また、予想の段階で 10 センチメートル以上の降雪がないということが三日間続いた場合に関しましては、道路状況により判断するということになり、ケース・バイ・ケースということになりますが、昨年度の実例の例でございますけれども、一例を挙げますと、1 月 9 日から 1 月 15 日の 7 日間、この期間につきましては、毎日、10 センチメートル未満の降雪があり、この期間の合計で 35 センチメートルの降雪がありました。このときに関しましては、この期間中に第 2 種路線の除雪につきましては、おおむね全線入っておりますので、この場合は入っていたというような形の一例は御紹介させていただきます。

○石田委員

もう一つお聞きしますが、今、直営じゃないということなので、この日ごろの除雪というのは、通常は除雪対策本部の指示で動いているのか、それとも各 J V の判断に任せて出動しているのか、それを教えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

地域総合除雪業務における除雪でございますけれども、これに関しましては、市と業者の両者が契約を締結しておりますので、委託契約に基づき市が委託者、業者が受託者の関係にあり、その業務は契約書や仕様書等に基づいて遂行しております。御質問のありました新雪除雪に関しましては、仕様書で出動基準を定めており、これに基づき業者が判断で業務をしておりますので、基本的に市が指示するというはございません。しかしながら、パトロール等で市が除雪後の状況が十分でない等の確認をした場合は、業者に内容を指摘するなど、道路状況の改善に向けた共通認識を持つようにし、結果として除雪が入ることはございます。

○石田委員

今、1 月 9 日から 15 日までの例で別に出勤しなくてもいいんですけども、パトロール等で確認をしながら除雪に入っていたと。要するに、そこが一番大事なところだと思うんですよ。ただ、パトロールもなれた方のパトロールとなれない方のパトロールで、見るポイントが違うというのか、そこでやはりかなりきれいになったところと汚いところとははっきり差が出ているというのが現状だと思うんです。

今までの例で、例えば、小樽市から何も指示しなくても J V できちんと入っていた、もしくは、その逆、J V でいつまでも入らないものだから市から指示をした、そういったことがあったかどうか、それをお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

業者が自発的に除雪業務をやるかということに関しましては、これは先ほども答弁いたしましたが、委託契約に基づいて除雪をする状況というのは定めておりますので、それに基づいてやっておりますので、通常は業者が自発的に、降雪量であったり道路状況を確認した中で除雪をしております。

後者の市が指示をするというような形に関して、基本的には指示ということは市では委託契約上、除排雪に入りなさいということは指示はしておりませんが、状況が悪いというような形のところが見受けられましたら、ここのところの状況について「入らない」というと、「入らなきゃいけないんじゃないか」というようなことを共通認識を持った上で除雪作業を行っているという形で、過去に道路状況が悪いことに対して市が強く指示したことがあるかということに関しましては、一路線一路線の状況はわかりませんが、そういうような市が指摘したということはあると認識しております。

○石田委員

指示というか、通告というんでしょうか、JVに伝えて、協議の上でやる、やらないということを決定しているということですか。

○（建設）雪対策第1課長

除雪業務につきましては、基本的に降雪量、第2種路線、第1種路線であれば10センチメートルの降雪が見込まれる場合と定めておりますので、これについては協議ではなく業者に任せた業者の判断でございます。ただ、10センチメートル降っているのに入らないというようなことがあれば、そのときに関しては、理由を聞いた上で、その理由が妥当でなければ、契約に基づいて入らなければいけない、それが委託業務における我々の監督業務だと考えております。

○石田委員

このことというのは、ふだんの除雪もそうなんですけど、せっかくきれいに排雪しますよね。排雪した後も同じような状況が続いたりとか、そういうこともすごく私のパトロールの中では見受けられました。

特に、あそこはどうなるんでしょう、花園三丁目付近だと思うんですけど、ちょうど公園通りとグリーンロードの間の飲食店、昭和通りとかか浮世通りとかある、あの一画なんですけれども、2月末くらいに1回、排雪、きれいに入ったんですけども、そこから約1週間全然入らなかったという、そういう現実もありました。せっかく排雪できれいにしているのに、入らなかった。ここら辺がある程度、業者に任せるというのはわかるんですけど、市の職員も毎日パトロールしているわけですから、そういうところで、指示じゃなくて、指摘をして協議をしてやってもらうというようなことは必要じゃないかと思うので、これは答えていただかなくても結構なので、私からのお願いということで、それで終わります。

そして、続いて、除雪なんですけれども、道路によっては盤圧の管理で道路状況を調整している箇所が何カ所かあると思うんですけども、この盤圧というのは地域によって違うかもしれませんが、およそ何センチメートルの厚みというめどで管理しているのか教えてください。

○（建設）雪対策第1課長

道路除雪における盤圧ということでございますけれども、これにつきましては、小樽市除雪業務委託等仕様書にこの盤圧について記載がございまして、概要でありますけれども、除雪第1種路線につきましては、10センチメートル以内、除雪第2種路線については20センチメートル以内、除雪第3種路線については圧雪管理と記載しております。

○石田委員

問題は、20センチメートルと圧雪管理なんです。昨年も多分御苦労されたと思うんですけど、暖気が二度ほど来ました。この盤圧管理しているところを早速パトロールしましたけれども、タンクローリーは埋まっている、わだちはもうでき放題できて、乗り越えもできない、そんな状態が一日中続きまして、この盤圧の管理も、例えば全て10センチメートルくらいで抑えてもらえれば、多少暖気が来ても、それほど慌でなくてもいいかと私は思うんですけども、そこら辺が今後のJVへのお願いというのか、作業の仕方の中で反映してくるということは可能でしょうか、お答えください。

○（建設）雪対策第 1 課長

盤圧を 10 センチメートルで管理してはということでございますけれども、現在、除雪第 1 種路線については 10 センチメートル以内と仕様書に書いておりますので、これは遵守するように業者に指摘なり、仕様書の内容を指導してまいりたいと考えております。

ただ、除雪第 2 種路線に関しては、20 センチメートル以内と現在しています。除雪第 3 種路線については、基本的には施行路線以外には圧雪管理という形で、ほとんど除雪が入っていないような状況でございますので、これを 10 センチメートルにするということに関しましては、できるところは当然やったほうがいいと思うんですけども、それに関しまして小樽市内の道路の状況であったり、道路の幅、勾配等がありまして、全てにおいて第 1 種路線並みの除雪ができないという形で、こういうような形になってきておりますので、ここについては全て 10 センチメートルに管理するというのは困難かと思われま。

ただ、その中で暖気が来たとき、特に第 3 種路線の圧雪管理しているところなんかは、ほとんど除雪に入っていないところがございますので、暖気が来たときには、かなり盤が崩れて、市民の皆様にも御不自由かけるような状況になっておりますので、これにつきましては、昨年度、28 年度から施行しております除雪第 3 種路線、基本的には圧雪管理しているものを降雪量 15 センチメートル以上で除雪作業するという路線、今のところ 60 路線指定しておりますけれども、今年度はこれの拡大に向けて、少しでもこのような状況がないような形で検討してまいりたいと考えております。

○石田委員

それはよろしく申し上げます。

ただ、この盤圧でやっているところというのは、一つまた例を挙げますけれども、ちょうど山田町と東雲町の境の下りの一方通行、大仁門の焼肉屋があるところですけれども、あそこの下りの一方通行ですけれども、あそこに関しては、かなり盤圧 50 センチメートルでかかないですね、あの厚さは。しかも、踏み固まった厚みで 50 センチメートル、しかも、道路の中央がとんがって、家にぶつかりそうになるくらい。あれを私も何度も指摘しましたし、それから、ちょうどあのタイミングで市内の町会長と建設部と一緒に除雪パトロールということを行いました。そのときの東雲町の町会長からも、そこで同じことを指摘されておりました。私もそれから毎日必ずあそこを通るようにしましたけれども、一向に改善されません。何と 1 カ月も放ったらかしでした、そのとき。なぜ町会長からも指摘あり、私からも「ひどいよ」と毎日のように言っていることが 1 カ月もかかるんでしょうか。教えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

御指摘のありました道路については、道路状況が悪かったという形で、連合町会の皆様と建設常任委員会の皆様に参加していただきました除雪パトロールの中でも指摘を受けまして、その後、状況ということにつきましては、確かに状況が悪かったものでございますので、それにつきましては、本年度については課題事項と認識しております。

また、対応がくれたことにつきましては、排雪処理を行ったのですけれども、機器の手配がくれまして、排雪がくれたということでございます。今年度におきましては、除雪の段階でしっかり除雪を行うことと排雪の時期について見通しをきちんと立ててまいりたいと考えております。

○石田委員

いずれにしても、市長が言うきめ細やかな除雪には、まだ少し遠いと、私もパトロールして思うんですけども、一歩でも目標に近づく努力が必要ではないかと思えます。

きちっと除雪することによって、市民の皆さんも安心して歩けるようになるわけですから、高齢者も多いですし、決して手を抜くようなことをせず、除雪対策本部も強く指導していくことが大切だと思います。

そのためにも、日ごろの除雪業務については、業者に対しても講習会を、また職員も含め全体で周知徹底をもつ

と図るべきと考えますが、いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

地域総合除雪業務に関しまして、昨年度は担当職員や業者の業務主任が出席するステーション会議等で業務全般について周知や意見交換を行っており、これらの取り組みが除排雪作業において一定程度効果があったものとは考えておりますが、しかしながら、除雪業務においては、まだ十分と言えないというところも見受けられるということでございますので、今年度においても担当や業者に対し、より一層の業務内容の周知等を徹底してまいりたいと考えております。

○石田委員

ここで少しそれますが、今回の議案の中にロータリー車の購入というのがありましたよね。これは資料をもらっていますけれども、これは機能的に結構大型のものだと思うんですけども、私の本会議でも質問させてもらった、ロータリー車の活用ということ考えた場合、大型のものよりも、もう少し小型のものを、これを 1 台買うのだったら小型のものを 2 台、3 台用意するとか、そのほうが小樽の山・坂、狭隘な路線をやっていくには有利じゃないのかなと思うんですが、そういうお考えはどうかと思うんですが、いかがですか。

○（建設）雪対策第 2 課長

委員の今お話がありましたロータリー車の除雪車の購入でございますが、私どもにつきましては、平成 26 年度から計画的に老朽化対策ということで購入しております。本年度につきましては、前のものが約 17 年使用しておりますので、それに対する更新ということで考えております。今後につきましては、またさらに小さなものの更新等もありますので、引き続き更新計画を進めてまいりたいと思っております。

○石田委員

◎貸出ダンプについて

最後に、貸出ダンプについてお聞きします。1 点だけ。

ここに貸出ダンプの予定表というのがあるんですが、これを見ると、ことしの 1 月 28 日から連続 4 日間、2 月 5 日から連続 4 日間、つまり、何を言いたいかという、昨年度から同一場所の作業日数が連続 5 日までというのが連続 3 日までと変更されたんです。これをよく見ると、ある業者が 4 日連続で、しかも同じ住所です、これ。ただし、同じ住所ですが、申請番号が少し枝番を振って変えたりとか、頭の番号を少し変えたりとか、でも、内容は全く一緒です。これってルール違反じゃないんでしょうか。お答えください。

○（建設）雪対策第 2 課長

貸出ダンプの実施予定表での連続 4 日間の作業につきましては、御指摘のありました二つのケースは、排雪箇所が近接しておりますが、申請がおのおの別であり、利用団体や積込業者の都合で日程の変更が行われた結果、近接する排雪箇所が連続作業となっておりますが、あくまでも 1 申請の実施日数は連続 3 日以内となっておりますので、申請上はルール違反ではありません。

○石田委員

確かに、そういうふうに説明を聞くとルール違反じゃないんですが、でも、これは完全に抜け道だと思うんですよね、これは明らかに。だから、私から抜け道を指摘するのも変ですけども、この住所の書き方も大ざっぱなんです。桜町 4 丁目 6 番から 4 丁目 10 番までを一くくりしているから、わかりづらいんですけども、これを 4 丁目 6 番、7 番、8 番、9 番とすれば、多分問題ないと思うんですけども。ただ、こういう書き方をされると、せっかく連続 3 日までと決めたにもかかわらず、これルール違反かと勘違いするところもありますので、ことしから 2 課制になって、貸出ダンプも雪対策課で一括管理するというところらしいので、最後に、もう一つだけ。

それぞれ雪対策第 1 課、雪対策第 2 課の、これは本会議の答弁でもいただきましたけれども、まず、この雪対策第 1 課、雪対策第 2 課に分けたときのそれぞれの担当業務内容と担当ステーション、そして、貸出ダンプはどちら

で管理するのも教えてください。

○（建設）雪対策第 2 課長

雪対策課 2 課体制の主な業務分担につきましては、雪対策課第 1 課につきましては、北地区の第 1、第 5、第 6 ステーションほか、雪処理場を担当するほか、夏季の業務といたしましては、除排雪業務の検証、制度設計、予算作成、地域総合除雪委託業務の設計などです。

また、雪対策第 2 課については、南地区の第 2、第 3、第 4、第 7 ステーションを担当するほか、夏季の業務といたしましては、貸出ダンプの業務、雪処理場、ロードヒーティング設備、除雪機械等の点検、維持補修、雪堆積場の検討などです。また、貸出ダンプ制度につきましては、庶務課から雪対策第 2 課に移管するものです。

○石田委員

本当に最後の最後の質問になります。

要するに、今回、貸出ダンプを雪対策課で一括で管理するという最大の狙いを教えていただいて、私の質問は終わります。

○（建設）雪対策第 2 課長

今回、雪対策課で一括管理することにつきましては、貸出ダンプ業務は市が行う総合除雪の排雪と一体的に現場管理を行う必要があることから、庶務課から今年度新設した雪対策課に移管したものです。

○委員長

どうしますか。じゃあ、これを最後に。

○石田委員

それはわかるんですが、どういういいことがあるか、教えてください。

○委員長

メリットということですか。

○石田委員

はい。

○（建設）雪対策第 2 課長

地域総合除雪の排雪業務と一体的にできるということがメリットと考えております。

○（建設）白畑次長

貸出ダンプ制度にはいろいろ議論がありまして、いろいろな課題が出てきている時期に差しかかっているということもありまして、総合除雪と一体的に管理していくべきだろうということで、その中で貸出ダンプも生活路線の排雪を行っているんですね。これも住民の皆様と共同作業ということで排雪を行っているんですけども、それと市も当然総合除雪の中で排雪を行っている。割合で見ますと、市の総合除雪の排雪と貸出ダンプの排雪、これは量の話ですけども、これを見ると、大体経年で 30%くらい、総合除雪と貸出ダンプを合計した全体、その 3 割くらいが貸出ダンプで排雪されていると、こういう大きな事業になってきていますので、そうした中で貸出ダンプと市の総合除雪、一体的にどういったやり方がいいかということも含めて検討するためには、雪対策課、第 1 課・第 2 課ではありますが、雪対策をする課の中でまず管理する。実際の実務、現場については、かなり人手が要りますので、これは除雪対策本部の中で、ある程度人手が要るものについてはやっていくことになると思いますけれども、そういった形で現場ではやっていきたいということで、今回、貸出ダンプを雪対策第 2 課で持つということになった理由でございます。

○委員長

よろしいですね。

○石田委員

60 点の答えですけれども、いいです。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 08 分

再開 午後 5 時 33 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党は、陳情第 20 号高速道札幌道銭函料金所拡張工事に係る要請方について、継続審査中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号、赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方についての採択を求め、陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方については、継続審査とする討論を行います。

高速道札幌道銭函料金所拡張工事に係る要請については、上下水道の課題を除いて、NEXCO への要請です。陳情項目全てにわたって、実現に当たっては多々困難もありますけれども、市民生活の安全・安心にかかわる課題であり、採択としたいと思います。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修についての陳情の趣旨は、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいと申し出があり、雪解け時期の状況や経過を見て判断することになります。陳情提出者から、この冬は降雪量も少なく、雪解け水や雨水が住宅側に流れることはなかったが、もう少しの間、融雪や雨水の状況を見たいとの意見もあり、採択を継続したいと思います。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除排雪対策方についても、この冬は降雪量が少なく、何とか生活できました。この地域の除排雪については、堆積場が見つかっておらず、除排雪の課題の解決に向けて引き続き陳情を採択していきます。

下水道汚泥等の資源化の課題は、生活生ごみを初め下水道汚泥等について、アミノ酸堆肥化をするものであり、日本共産党は、ごみの収集に当たって生ごみなどを全て焼却するのではなくて堆肥化するよう求めており、陳情趣旨には賛成の立場であります。

しかし、本市の堆肥化した肥料の利用や下水汚泥処理装置の設備を新設することを考慮すると、より検討していく必要があると思います。したがって、現行の設備の更新時期などを改めて検討することとして、本陳情については継続審査と主張いたします。

詳しくは本会議において報告しますが、各議員には陳情の趣旨を御理解いただいて、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よってさように決しました。

次に、陳情第 10 号及び陳情第 20 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よってさように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第 13 号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。